

DISCLOSURE

2023

「食」と「農」を未来へつなぎ、豊かなくらしと心を育み、
夢と笑顔の溢れる地域づくりに貢献します。

< 目 次 >

ごあいさつ	1
経営方針	2
事業の概況	8
地域貢献情報	11
リスク管理の状況	13
自己資本の状況	21
主な事業の内容	22
Ⅰ 決算の状況	34
Ⅱ 損益の状況	61
Ⅲ 事業の概況	64
Ⅳ 経営諸指標	77
Ⅴ 自己資本の充実の状況	78
当JAの概要	90
法定開示項目掲載ページ一覧	96



JAみやぎ仙南キャラクター

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づき、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）です。

< プロフィール >

みやぎ仙南農業協同組合（JAみやぎ仙南）

設 立 日 平成10年4月1日

本店所在地 宮城県柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3

支 店 数 管理本部1、金融共済事業本部1、営農経済事業本部1、地区事業本部7（9支店）

組 合 員 数 27,605人（正組合員15,670人、准組合員11,935人）

役 職 員 数 理事21人、監事4人、職員308人

出 資 金	36 億 96 百万円	長期共済保有高	5,307 億 6 百万円
総 資 産	1,408 億 85 百万円	購買品供給高	67 億 75 百万円
貯 金 残 高	1,275 億 14 百万円	販売品販売高	82 億 5 百万円
貸 出 金 残 高	382 億 70 百万円	自己資本比率	11.47%

（令和5年3月末現在）

ごあいさつ

日頃、皆さまには本組合の事業運営に特段のご支援とご協力を賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。

本年も、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営内容などについて公開し組合員、利用者の皆様が安心してご利用頂けるよう、ディスクロージャー誌2023を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症とウクライナ情勢の影響を受けた一年となりましたが、令和４年度はさらに記録的な円安とエネルギー価格の高騰が日本経済に大きな影響を与えました。農業においてもこの影響は甚大であり、資材高騰と重なるこの負の要因は農業者・農業関係者の自助努力の範囲を超え、厳しい負担を強いるものになりました。

農政においては、令和４年10月に「食料・農業・農村基本法」の法改正を行うべく基本法検証部会が設置され、テーマとして食料安定供給の確保、農業の持続的な発展等々について協議が行われており、ＪＡグループとしては政府に対する意思反映を行うべく活動を展開しているところです。

このような情勢下、当ＪＡにおいては、事業活動をＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）と関連付けて展開しており、その中で第七次中期経営計画にも掲げている「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け取り組みを行いました。

農業者の経営負担軽減に向けては、市町に対して補助事業の上乗せ措置の要請を行いました。さらに、訪問活動を通じて肥料価格高騰対策事業等の補助事業に関する情報提供を行い、次世代の農業者に向けては市町と連携して新規就農者補助事業に関する支援を進めました。

また、令和４年度は（株）ジェイエイ仙南サービスの事業の事業譲受を行い、葬祭・介護・自動車事業を開始し、組合員や地域の皆様に対して今まで以上に幅広く利用していただく体制を整えました。

協同活動・組織活動については、各地域活性化委員会による地域密着型イベントの開催や奉仕活動、女性部・青年部を中心とした仲間づくりや食農教育等々、当ＪＡを通じて組合員や地域の皆様にコミュニティを提供できました。

このような中での令和４年度の事業収支であります。組合員・利用者の皆様がＪＡ事業を利用していただいた結果、当期剰余金４億４９百万円を計上することができました。

未だ農業を取り巻く環境は激しく変化しており、先が見えないことに不安が募る状況が続いておりますが、組合員、利用者皆様の信頼と期待に応えられるよう役職員一丸となり、力強い農業づくりと地域づくりに取り組んで参りますので、今後とも組合員皆様のより一層の温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。



令和５年７月

みやぎ仙南農業協同組合

代表理事組合長 舟 山 健 一

経営方針

第8次中期経営計画（令和5年度～令和7年度）

基本方針

I. 農業振興プラン

1. 地区営農ビジョンの策定と実践による地域農業の振興
2. 地域農業の多様な担い手の確保・育成・支援
3. マーケットインに基づく農畜産物の生産振興
4. トータルコスト低減による農業所得の確保
5. めぐみ野の取り組み拡充による産消提携活動の推進

II. 地域活性化プラン

1. 組合員と地域のニーズに応える総合事業の展開
2. 地域の特性を活かした地域活性化活動の展開

III. 経営強化プラン

1. 将来見通しを踏まえた経営計画の策定・見直し
2. 不祥事未然防止対策、内部統制の強化による経営の健全性の確保
3. 激しい環境変化へ適応できる経営体制整備

IV. 組織強化プラン

1. JAへの理解促進とメンバーシップの強化
2. 協同組合活動・事業活動を担う人材育成と確保

経営管理体制

当JAは、事業利用を目的とした農業者等により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、地区毎の正組合員代表者により推薦された者を候補者として提示し、「総代会」において選出しています。令和5年6月には役員の任期満了に伴う改選が行われ、引き続き女性役員の登用を行い、女性の声を反映する仕組みを構築しております。

さらに、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

ＪＡみやぎ仙南自己改革工程表

1. 自己改革実践サイクルへの取り組み

令和３年６月に閣議決定された規制改革実施計画等や第29回ＪＡ全国大会決議をふまえ、全国のＪＡにおいて、令和４年度より自己改革実践サイクルに取り組んでいます。

自己改革実践サイクルでは、①自己改革を実践するための具体的な方針、②中長期の収支シミュレーションをふまえた経営基盤強化の取り組み、③准組合員の意思反映及び事業利用の方針の３つを盛り込んだ自己改革工程表等をそれぞれの総（代）会で決定しています。

2. 「ＪＡみやぎ仙南自己改革工程表」の位置づけ

「ＪＡみやぎ仙南自己改革工程表」では「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「経営基盤の確立・強化」に関して実践具体策の策定・実践に取り組んでいます。中期経営計画とも強く関連させており、基本理念やビジョンを実現させるための戦略として重要な位置づけをしております。

3. 「ＪＡみやぎ仙南自己改革工程表」（抜粋）

◆ 自己改革を実践するための具体的な方針

1. 訪問活動を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
2. 「売上増加・コスト低減」による「所得増大」を実現するため、担い手目線で必要な取り組みについて、目標の設定及び実践具体策の策定・実践に取り組めます。

また、「地域の活性化」にも取り組めます。

 - ・担い手経営体や中核的担い手などを対象として、次のことに取り組めます。
 - ア. 米フレコン出荷の拡大を通じたコスト低減
 - イ. みやぎ仙南の仙台牛ブランドの確立
 - ウ. 生産販売マッチングによる園芸作物生産面積の拡大
 - ・必要とする全ての組合員を対象として、次のことに取り組めます。
 - 大型規格農薬の普及拡大
 - ・「地域の活性化」に向けては、次のことに取り組めます。
 - ア. 7地区支店協同活動、イ. 女性大学、ウ. 女性部・青年部食農教育活動
3. 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

重点目標		成果指標・目標値		
農業者の所得増大・農業生産の拡大				
米フレコン出荷の拡大を通じたコスト低減		令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者：担い手経営体や中核的担い手など 令和4年度 実績 フレコン出荷9,456 t 強化 30kgあたり122円		目標 フレコン出荷 9,600 t 令和5年度	目標 フレコン出荷 9,800 t 令和6年度	目標 フレコン出荷 10,000 t 令和7年度
みやぎ仙南の仙台牛ブランドの確立		令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者：担い手経営体や中核的担い手など 令和4年度 実績 仙台牛格付率73% 追加 枝肉1kgあたり300円		目標 仙台牛格付率 73% 令和5年度	目標 仙台牛格付率 73% 令和6年度	目標 仙台牛格付率 73% 令和7年度
生産販売マッチングによる園芸作物生産面積の拡大		令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者：中核的担い手や多様な担い手など 令和4年度 実績 園芸作付面積222ha 				

◆ 自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話や各種組合員組織や生産組織等における意見交換を行います。また、地域に根ざしたJAを目指した准組合員モニター制度や准組合員加入時におけるアンケートの仕組みを通じて「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現します。さらにその組合員の評価を踏まえ、必要な見直しを行います。

農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

◆ 自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組み

管内の人口動向は減少傾向にあります。また、農業経営体数は年々減少しており、家族経営体の減少、組織経営体の増加という傾向を示しています。令和4年度末におけるJAみやぎ仙南の販売品販売高は昨年度実績79億77百万円に対し2億28百万円増加し、82億5百万円となりました。

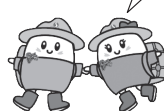
こうした情勢のなか、JAみやぎ仙南として現状のまま事業改革を進めなかった場合の今後5年間の成行きについてシミュレーションを行ったところ、事業利益の減少が懸念される結果となりました。これまで行ってきた自己改革は事業成果への貢献はあったものの、事業利益減少の要因は依然としてJA全体の収支構造にあり、事業総利益の減少ペースが事業管理費の減少ペースを上回る見通しとなっています。

この状況を改善するため、全ての事業において事業総利益の維持・拡大に向けた取り組みをすすめる必要があります。JAみやぎ仙南では、健全で持続性のある経営を確保するため、経営基盤強化に向け一層の費用削減と収益構造の改善に取り組んでまいります。



自己改革を含む事業活動への取り組みの様子は、「第七次中期経営計画 令和4年度の取り組み状況について」でもご紹介させていただいております。

JAみやぎ仙南ホームページでも公開中
<https://www.ja-miyagisennan.jp>



ホームページは
こちらです

第七次中期経営計画(令和2年度～4年度)
令和4年度の取り組み状況について

みやぎ仙南農業協同組合



地域密着型金融推進計画

1. 経営理念

当 J A は、平成10年に組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを第一義的な使命とし、管内7地区の大同合併により、みやぎ仙南農業協同組合として設立されました。

以来、農業金融機関および地域金融機関として農業およびその関連産業をはじめとする地域産業の振興、ならびに地域社会の活性化・発展等に寄与するという使命を持ち、協同組織の地元金融機関として経営を続けております。

2. 経営ビジョン

当 J A は、経営理念の実現のため、以下の基本方針の下、日々活動しております。

- (1) 組合員の経済的・社会的地位の向上
- (2) 地域社会の活性化・発展等に寄与する取組等地域に根ざした活動の展開
- (3) 利用者の利便性および満足度の向上
- (4) 金融機関としての公共性と社会的責任の認識

当 J A の強みは、地域に根ざした活動を長年にわたり行ってきたことです。IT化が進む現在、機械化による効率化を求めつつ、組合員とは常に顔と顔を突き合わせた情報に基づくお互いに信頼感のある関係を目指しております。

当 J A による地域社会・経済への貢献は、組合員第一主義に徹し、地域への金融サービスを円滑に行い、組合員と当 J A が共に発展することと考えております。

3. 取組方針

- (1) 農業再生・組合員の生活の円滑化
- (2) 経営力の強化
- (3) 地域の利用者の利便性向上

4. 具体的な推進計画

当 J A は、管内の組合員を基本構成員とし、組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを第一義的な使命として担うとともに、農業金融機関および地域金融機関として農業およびその関連産業をはじめとする地域産業の振興、ならびに地域社会の活性化・発展等に寄与するという使命を併せ持っています。これらの使命を遂行するためには、組合員等利用者の金融ニーズに応えるとともに組合経営の安定性・健全性・透明性を維持しつつ、適切な与信を通じて資金を地域社会へ還元する事が重要です。この方針は当組合の使命とそれを遂行する手段としての与信の重要性を踏まえ、かつ金融機関としての公共性と社会的責任を強く認識し、貸出をはじめ全ての与信に関する基本事項を定め貢献してまいります。

◎ アクションプログラムに基づく具体的推進計画

- (1) 顧客基盤の拡大と本・支店機能の再構築
- (2) 融資体制・提案機能の強化
- (3) リスク管理と不良債権処理の促進
- (4) コンプライアンスの徹底と利用者対応力の強化

与信に関する基本方針（クレジットポリシー）

当組合は管内の組合員を基本構成員とし、組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを第一義的な使命として担うとともに、農業金融機関および地域金融機関として農業およびその関連産業をはじめとする地域産業の振興、ならびに地域社会の活性化・発展等に寄与するという使命を併せ持っている。これらの使命を遂行するためには、組合員等利用者の金融ニーズに応えらるとともに組合経営の安定性・健全性を維持しつつ適切な与信を通じて資金を地域社会へ還元する事が重要である。この方針は、当組合の使命とそれを遂行する手段としての与信の重要性を踏まえ、かつ金融機関としての公共性と社会的責任を強く認識し、貸出をはじめ全ての与信に関する基本事項を定めるものである。

1. 与信は次に掲げる事項を基本方針として行うものである。

- (1) 農業協同組合法はじめ与信業務に関連する法令および組合内諸規程等を遵守し、社会的規範におとることなく、誠実かつ公正な与信を行う。
- (2) 与信を行おうとする先の信用力・資金使途の妥当性・返済能力・与信の集中度合い等を十分に把握・検討して、資金の流動性にも配慮しつつ、当組合の使命および公共性・社会的責任の観点から、その適格性を確認したうえで与信を行う。
- (3) リスクとリターンを適正に評価・判断し、安定的な収益が確保できる与信を行う。

2. 与信の中でも貸出については、上記の与信全般に関する基本方針に加え、次の基本方針の基に行うものとする。

- (1) 貸出先と当組合の双方の成長・発展に資する貸出を行うことを旨とし、社会的正義に反する貸出、社会通念上許されない貸出、投機的資金への貸出および返済不能を糊塗する貸出等は行ってはならない。
- (2) 貸出金額・貸出期間・返済方法については、資金使途や返済財源を十分に調査・把握した上で、必要かつ妥当な金額、適正な期間・方法を設定する。なお、長期の貸出にあたっては、資金の固定化を避けるため分割返済を基本とする。
- (3) 担保価値や保証能力の評価は保守的なスタンスで臨むこととするが、安易に担保・保証に依存した貸出は行わない。
- (4) 職制規程等にもとづき貸出の審査・決定の手続きを適正に行うこととする。また、営業部門から独立した審査部門において二次審査を行い、健全な相互牽制体制を確保する。
- (5) 事業性資金については業況・財務内容等にもとづき貸出先の状況を把握のうえ、その評価を行うことにより信用リスク管理を適切に行う。
- (6) 貸出契約およびこれにともなう担保・保証契約の締結にあたっては、契約相手に対し適切な説明を行う。
- (7) マニュアル等にもとづいた厳正な自己査定を実施して、常に自らの資産状況を正確に把握することにより資産の健全化を図る。

事業の概況(令和4年度)

組合の取り組み

新型コロナウイルス感染症による個人消費や企業活動への影響は一時の停滞から回復に向け動き出したものの依然として従来通りとはいかない状況が続いています。ウクライナ戦争の影響では資源、食料等の需給がひっ迫し、円安の影響では輸入品価格の上昇、特に肥料・農薬等の資材価格は農家経営に大きな影響を及ぼしました。

こうした中、当JAでは自己改革の取り組みとして「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現のためJA一丸となって取り組みました。

加えて、今年度は子会社である(株)ジェイエイ仙南サービスの事業を譲り受け、安心して暮らせる豊かな地域社会に向け事業領域を拡大しました。

さらに、教育文化活動を通して、地域の方々にJAを理解していただけるような企画を実施し、JAの取り組みについて情報発信を行いました。

主な事業活動と成果については、以下のとおりです。

営農経済部門

第七次中期経営計画に基づく営農Vプラン実践の最終年度として、計画の着実な実践と担い手・農業法人等に対する営農相談活動に取り組みました。

特に、生産資材高騰対策として、各市町、県、国に対し「生産資材価格高騰対策等に関する緊急要請」を行うと伴に、市町の実施する資材高騰対策助成金の交付支援、国、県が実施する「肥料価格高騰対策事業」「施設園芸セーフティーネット・省エネ化推進事業」の申請支援を行い、農業経営の継続支援に取り組みました。また、令和4年産米の米価安定に向けて、大豆、備蓄米、飼料用米、園芸作物への転換に取り組みました。畜産においては、第12回全国和牛能力共進会に、当組管内から第7区(脂肪の質評価群)の県代表として2頭が選ばれ、仙南産「仙台牛」のブランド向上に貢献しました。

さらに、令和4年度から(株)ジェイエイ仙南サービスの事業を、サービス事業部として引き継ぎ、葬祭、介護、自動車の各事業に取り組みました。

〈米穀部門〉

令和4年産米は6月上旬の低温・少照により生育が遅れましたが、その後の高温・多照により回復しました。しかし、8月中旬以降の日照不足などから登熟が緩慢となり、仙南地域における作況指数は「101」の平年並みとなりました。米の集荷数量は21万4千俵(前年対比89.5%)と前年を下回りましたが、上位等級率は91.1%となり、前年を上回りました。

〈園芸部門〉

「燃油価格高騰緊急対策事業」及び「施設園芸省エネ化推進対策事業」の営農継続支援や、みやぎ生協「めぐみ野」の園芸品目の作付け拡大に取り組みました。

〈畜産部門〉

第12回全共鹿兒島大会肉牛部門へ宮城県代表として2頭の出品し、仙南産「仙台牛」のブランド向上、全農みやぎや宮城県及び管内市町との連携により、管内産の優良雌牛保留推進に取り組みました。

〈加工販売部門〉

みやぎ生協にて「大めぐみ野市」、「めぐみ野学習会等」を開催し、「めぐみ野商品（鶏卵、納豆、豚肉等）」の普及拡大、県の認証店をシンケンファクトリーで取得し、新型コロナウイルス感染拡大防止を図り営業継続に取り組みました。

〈生産資材部門〉

農家直送の水稻除草剤など、大型規格農薬を供給し、生産資材価格の低減に取り組みました。また、飼料価格高騰対策として、国庫・県単独の補助事業申請及び補てん金交付の支援業務を行いました。

〈農業機械部門〉

農業機械展示会（農業支援フェスタ2022）を通じて最新農機具・低コスト農機具の情報提供を実施し、生産者の生産コスト低減、農業機械基礎講習・JAグループ技術研修会受講により、整備技術の向上に努めました。

〈葬祭部門〉

コロナ禍の影響により家族葬・小規模葬が主流となる中、多様化する葬儀スタイルに対応したサービスの充実を図りました。きめ細かい相談対応や高級棺、湯灌サービスを提案するなど、故人の遺志や遺族の意向に寄り添う事業に取り組みました。

〈生活福祉部門〉

利用者に寄り添いながら要介護状態になっても在宅生活が継続できるよう自立支援型サービスを重点に取り組みました。また、福祉・医療・保健等の各関係機関との連携を図りながら、利用者が地域で安心して生活できるよう支援しました。

〈自動車部門〉

世界的な半導体不足により新車販売の納車に遅れが生じましたが、安全・安心な車検と点検整備に取り組みました。また、各種研修・勉強会を開催し、職員の知識・技術のレベルアップを図り、地域に根ざした整備工場としてのサービス向上に努めました。

金融共済部門**〈信用事業〉**

非対面サービス（JAバンクアプリ、JAネットバンク）商品の提供や、ローン、年金相談会を開催し、組合員・利用者のニーズに即した事業の展開に取り組みました。また、選ばれ続ける地域の金融機関を目指し、金融渉外を中心としたライフプランサポートによる資産運用の必要性を伝える活動を基軸とした情報提供と・商品の提案、更には、融資渉外や担い手渉外担当による相談強化と資金提供に努めました。

農業融資については、管内の小規模農家の減少や高齢化が進む中、農業者との関係強化および相談対応等の強化を図り、農業融資専任担当者1名を本店に配置するとともに、TAC担当との連携により農業者・農業関連業者・農業団体への積極的な訪問活動を展開いたしました。また、原油価格・農業資材高騰、コロナにより影響を受けた農業者への支援のため、災害対策資金の対応に努めました。こうした結果、農業融資新規実行額は、342百万円の実績となりました。

〈共済事業〉

新型コロナウイルスの感染予防対策を行いながら、組合員・利用者への「安心」と「満足」の提供に向け契約者一人ひとりに寄り添い、全契約者に向けた3Q活動を実践しました。併せ

てあらゆるリスクに備えるため「ひと・いえ・くるま」の総合的な保障提案活動を継続展開しながら、生活保障基盤の維持・拡大に取り組みました。また、令和4年3月16日発生の福島県沖地震による家屋等の損害調査において迅速かつ効率的な調査対応により、契約者の復旧に向けた共済金の早期支払いに努めました。

管理部門

〈協同活動〉

地域の活性化に向けたくらしの活動では、農業体験の実施や女性大学カレッジ輝楽里^{きらり}のOG会発足に取り組みました。支店協同活動では、支店ごとの地域性を活かした親子イベントやイルミネーションなど、各種イベントを開催しました。その結果、宮城県農業協同組合中央会主催の支店協同活動コンクールにおいて、柴田地区事業本部と村田地区事業本部の活動が優秀賞を受賞しました。

〈組織活動〉

SDGsへの取り組みとしては新たに「不用品ドライブ」に取り組み、古着・靴などの不用品約400箱の寄付を行い、その一部がワクチンとなりました。また、令和4年度からはSNSを使用した情報発信のツールとしてインスタグラムを開設しており、当JAの魅力発信に取り組みました。

自己改革をはじめとして、組合員の皆様や地域の活性化に向けてお役に立てるよう事業活動に取り組んできた結果、令和4年度事業活動の成果として当期剰余金4億49百万円を計上することができました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会や経済の激しい環境変化に対して、より素早く適応していかなければならないという課題も生まれました。

地域貢献情報

「食」と「農」を未来へつなぎ、豊かなくらしと心を育み、夢と笑顔の溢れる地域づくりに貢献します

というコンセプトのもと、地域農業の振興、自然環境保全、安全な食料生産と供給により、安心して暮らせる豊かな地域社会の創造に貢献する活動を展開しております。

また、JAでは金融・共済機能サービスを提供するだけでなく、地域の協同組合として総合事業を通じて、農業や助け合いを通じた社会貢献にも努めております。

1. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金の残高

組合員をはじめ、利用者の皆様からお預かりしている貯金残高は、1,275億14百万円です(図①)。

(2) 貯金の商品

貯金の商品は、当座性貯金(総合・普通・当座等)から定期性貯金(定期貯金・定期積金・財形貯金等)など各種目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、各種キャンペーンを展開し、地域の金融機関として事業展開を行っております。

2. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金の残高

組合員をはじめ、利用者の皆様にご利用いただいている貸出残高は、382億70百万円です(図②)。

また、地方公共団体、農業関連産業等への貸出により、地域経済の発展・向上に貢献しております。

(2) 融資商品

融資の商品として、住宅ローンをはじめマイカーローン、教育ローン等の各種ローンを取り揃えております。

農業関連の経営に必要な資金としては、営農組織や担い手を対象とした、スーパーアグリサポート資金や、農業者を対象としたアグリマイティー資金をご提供しております。

さらに、制度資金等各種取り揃えておりますので、目的に合わせてご利用いただけます。また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、農業経営を維持するための資金創設や相談窓口を設置し対応しております。

令和5年3月末現在(単位:百万円) 未満切捨

<種 別> <残 高>

普 通 貯 金	79,218
定 期 貯 金	47,053
定 期 積 金	1,242
合 計	127,514

図①

令和5年3月末現在(単位:百万円) 未満切捨

<区 分> <残 高>

組 合 員	34,016
地方公共団体等	4,177
そ の 他	77
合 計	38,270

図②

■ 農業の振興と多面的機能

農業は、単に食料を生産するだけでなく、水田や畑の保水能力により水害を防止したり、多様な生態系を維持したりと、環境保全の役割も担っています。

当ＪＡでは、このような多面的な機能を持った農業を維持発展させ、人々に安全・安心、そして新鮮な食料を提供するとともに、環境問題にも取り組んでおります。

- ・ 農業用使用済みプラスチックの適正処理推進
- ・ 農畜産物の安全・安心システム（トレーサビリティ）の徹底
- ・ こだわり米等の環境保全米の拡大推進
- ・ ポジティブリスト制への対応強化
- ・ 農業生産工程管理（ＧＡＰ）の推進

■ 地域との交流・次世代への食育の取り組み

当ＪＡでは、地域を元気にする活動「地域活性化活動」にも力を入れており、７地区事業本部を拠点に、夏祭り、親子農業体験、地域清掃活動、交通安全運動などを企画し、ＪＡが組合員をはじめ地域のみなさまにとっての地域の拠り所となるような取り組みを実践しております。

- ・ 地域活性化活動を通じたＪＡのファンづくり
- ・ 各種イベントを通じた交流活動
- ・ 小学校等での農業体験活動の実施
- ・ ＪＡ広報誌（名称：れいんぼー）、コミュニティー誌、支店だよりの発行による情報の提供
- ・ 少年野球大会
- ・ 防犯ブザー、マイ箸の寄贈
- ・ 農業関連誌の寄贈

ＪＡ青年部・女性部による食農教育への取り組みとして、子供たちに作物を育てる楽しさ、働くことの楽しさを知ってもらおうと、地元の小学校の児童に、農作物の定植から生育の状況観察、収穫までの指導を行い、様々な農業体験を通じて食と農の重要性について理解を深めてもらう活動を展開しております。

リスク管理の状況

◆ リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスク」をいいます。当ＪＡでは、「資産の健全性」を維持・強化するために、融資を推進する部署と融資案件の審査を担当する部署とを独立して設置し、健全な貸出の実行に努めております。

また、新規延滞防止を含めた債権の管理・回収の指導機能を有する部署の設置により、債権の健全化を図っております。さらに貸出を中心とした全資産の自己査定を、第一次査定および一次査定部署から独立した部署による第二次査定を毎年３回実施し、債務者状況や担保状況の確認を実施しております。また、資産の自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、「市場要因の変動によりＪＡが保有する資産や負債の価値が変動し、損失を被るリスク」をいいます。

当ＪＡでは、機動的かつ迅速な意思決定を行うために、常勤役員を含めたメンバーによるＡＬＭ委員会を定期的で開催し、市場環境と業務環境の動向を踏まえた資産・負債構成の健全化と収益の安定化に取り組み、市場リスクのコントロールに努めております。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、「必要な資金調達ができなくなるリスクと迅速かつ適切な取引ができなくなるリスク」をいいます。

当ＪＡでは、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めているほか、農林中央金庫との連携を図り、万全の体制を整えています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク」をいいます。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きを整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確にできるよう努めております。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、事務が正確・適正に行われるよう、各種要領・事務手続きに基づき厳格な事務処理に努めております。

また、業務執行ラインから独立した代表理事専務直轄の業務監査室による内部監査を実施しているほか、内部けん制組織の充実と強化を図るために自主点検を毎月実施し、報告をもとに改善を指示するなど、適正な事務処理の確保と事故防止に努めております。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、「コンピュータシステムの停止、誤作動などシステムの不備により組合員・利用者へのサービスに支障をきたしたり、組合員・利用者が損失を被るリスク」をいいます。

当ＪＡでは、コンピュータシステムの安全性・信頼性を確保・維持・向上するために、情報セキュリティ管理の基本方針である情報セキュリティポリシーを定め、システムリスク管理体制の整備に努めております。

◆ コンプライアンス基本方針

当ＪＡは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

- ＪＡの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、役職員一人ひとりが高い倫理観と強い責任感をもって日常の業務を遂行します。
- 創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
- 関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持します。

◆コンプライアンス運営態勢

当ＪＡでは、コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、毎月開催しております。さらに、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員一人ひとりにＪＡみやぎ仙南の基本的使命と、社会的責任にもとづく行動の徹底により、健全で透明性の高い経営の確立に努めております。

また、法令遵守はもとより、社会的規範の遵守は当然のことから、ＪＡ内部の仕組みづくりについてもコンプライアンスを前提にしたものとしております。

当ＪＡでは、コンプライアンスを経営の最重要課題としてとらえ、コンプライアンス態勢整備の一環として「ヘルプライン運営要領」を制定し、不祥事や事故発生の未然防止に努めるとともに、通報者等を保護することを目的としています。

◆内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を代表理事専務直轄の部署として、被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めております。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店並びに事業所のすべてを対象とし、年間の内部監査計画により実施しております。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしております。さらに、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じております。

◆金融ＡＤＲ制度への対応

①苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理対応措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

＜当ＪＡの苦情等受付窓口＞

【電話番号：0224-55-1688 受付時間：平日（月～金）午前９時～午後５時】

②紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◆信用事業

相談・苦情等については、当ＪＡ①の窓口へお申出ください。なお、ＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所）でも、お電話で受け付けております。

ＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所）【電話番号：03-6837-1359】

＜利用者からの直接申し立てを可能としている弁護士会＞

・東京弁護士会紛争解決センター【電話番号：03-3581-0031】

- ・ 第一東京弁護士会仲裁センター【電話番号：03-3595-8588】
- ・ 第二東京弁護士会仲裁センター【電話番号：03-3581-2249】

＜J Aバンク相談所を通じての利用となる弁護士会＞

- ・ 仙台弁護士会紛争解決支援センター

※ J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは、上記 J Aバンク相談所にお申し出下さい。

(注)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
- ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

※なお、現地調停、移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありません。
具体的内容は、上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せ下さい。

◆ 共済事業

相談・苦情等については、当 J A①の窓口へお申出ください。なお、J A共済相談受付センター（J A共済連全国本部）でも、お電話で受け付けております。

J A共済相談受付センター（J A共済連全国本部）【電話番号：0120-536-093】

- ・ (一社) 日本共済協会 共済相談所 【電話番号：03-5368-5757】

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

- ・ (一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

- ・ (公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

- ・ (公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

- ・ 日本弁護士連合会 弁護士保険 A D R

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

※各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆ 個人情報保護の取り組み

平成17年4月1日より、個人情報の保護に関する法律が施行されました。当 J Aでは、組合員・利用者からの信頼が第一と考え、以下の方針を掲げ、個人情報の漏洩、目的外使用の防止などのための厳格な管理を実施します。

また、定期的に「コンプライアンス・マニュアル」の見直しを行い、プライバシーに関する情報は守秘義務を遵守するよう、周知徹底を図っております。なお、当 J Aにおける「個人情報保護方針」（プライバシーポリシー）は、本支店店頭に掲示するとともに、ホームページでも公開しております。

◆個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

みやぎ仙南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報 を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人

の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◆ 情報セキュリティ基本方針（情報セキュリティポリシー）

みやぎ仙南農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、業務上保有する個人情報や経営情報などの情報資産（以下「情報資産」といいます。）を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律（不正アクセス行為の禁止に関する法律等）、IT基本法、その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置の実施基準を設定し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、情報セキュリティ責任者や情報セキュリティ担当者など業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆業務の適正を確保するための体制

当組合では、組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がＪＡグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令システムを明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
- ④ 当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

6. 組合おける業務の適正を確保するための体制

- ① 規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。剰余金等は内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和５年３月末における自己資本比率は11.47％となり、前年度の10.39％を1.08ポイント上回りました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項 目	内 容
発行主体	みやぎ仙南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	36億96百万円（前年度37億56百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

主な事業の内容

◆ 事業のご案内

当ＪＡは、皆さまの日常生活に欠かせない信用事業（貯金、貸出、為替）をはじめ、共済事業（生命共済、建物更生共済、自動車共済等）、経済事業（購買、販売、加工、利用等）、指導事業（営農、生活）、生活関連事業（葬祭、介護、自動車）などを総合的に展開しております。

これらの事業は、営利を目的とした企業とは本質的に異なり、相互扶助を基本にしながらメンバーである組合員はもとより、地域の皆さまの暮らしのお役に立てるよう、努力を重ねております。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘に当たっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示すことや、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまのご都合に配慮した勧誘をさせていただきます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

(1) 主な事業の内容

〈信用事業〉

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、全国的にＪＡ・信連・農林中金（注）という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しております。

（注）宮城県は、ＪＡ・農林中金の２段階

◆ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、県税、市町税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込み等もご利用いただけます。

◆ 貯金商品一覧 ◆

令和5年7月1日現在

種 類	特 徴	期 間	お預け入れ額
総 合 □ 座	普通貯金に定期貯金や定期積金をセットすることができ、「蓄える、受け取る、支払う、借りる」の4つの機能を備えた便利な貯金です。	出し入れ自由	1円以上
普 通 貯 金	公共料金の振替や給料、年金などの受け取り等もご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
通 知 貯 金	短い期間のまとまった資金の運用に適しています。 解約の2日前までお知らせ願います。	措置期間7日間	5万円以上
貯 蓄 貯 金	基準残高10万円以上で、残高に応じて利率が段階的に上がる貯金です。	出し入れ自由	1円以上
当 座 貯 金	事業資金などを決済するため、手形、小切手などをお使いいただく場合の貯金です。	出し入れ自由	1円以上
スーパー定期貯金	お預け入れ期間、金額等、幅広いニーズに対応できる貯金です。	1ヶ月以上 5年以下	1円以上
大 □ 定 期 貯 金	まとまった資金を効果的に運用できる貯金です。	1ヶ月以上 5年以下	1千万円以上
期日指定定期貯金	個人の方がご利用できる複利型の定期貯金です。	最長3年 (措置期間1年)	1円以上 3百万円未満
変動金利定期貯金	6ヶ月ごとに金利が変動する定期貯金です。	1, 2, 3年	1円以上
積立式定期貯金 (エンドレス型)	1ヶ月ごとに一定金額を積み立てる定期貯金です。	積立期間無制限	1回あたり 1円以上
積立式定期貯金 (満期型)	目標日を設定して、積み立てる定期貯金です。	6ヶ月以上 10年以下	
積立式定期貯金 (年金型)	受取開始以後、最長10年間年金として積み立てた元利金を、分割してお受取りになれる定期貯金です。	12ヶ月以上	
定 期 積 金	毎月一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える貯金です。定額式、目標式、満期分散型の3つのタイプがあります。	6ヶ月以上 10年以内	最低掛込額 1,000円以上

◆ 貸出業務

地域の金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活資金等を融資しております。

また、地域の金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

◆ 貸出商品一覧 ◆

令和5年7月1日現在

資 金 名	使 途	貸出金額	貸出期間
貯 金 担 保 貸 付 金 (証 書)	使い途は自由です。	貯金証書額面の範囲内 (但し、後利の場合は90 %以内)	証書（満期日以内）
共済証書担保貸付金		共済積立金の80 %以内	5 年以内
住 宅 ロ ー ン	ＪＡバンクローン等の 要項で定める用途によ ります。生活に必要な 一切の資金です。	10,000万円以内	40年以内
マイカーローン		1,000万円以内	10年以内
教 育 ロ ー ン		1,000万円以内	15年以内
リフォームローン		1,500万円以内	15年以内
カ ー ド ロ ー ン		500万円以内	1 年 (自動更新あり)
フ リ ー ロ ー ン (多目的ローン含)		1,000万円以内	10年以内
オールマイティー	農業関連・その他生活 資金です。	500万円以内 (但し運転資金は前年経費3/12)	10年以内
アグリマイティー	農業経営関連に必要な 資金です。	所要額の範囲内	10年以内
スーパーアグリサポート			20年以内
営 農 ロ ー ン	農業運転資金です。	300万円以内 (但し前年度販売代金実績の範囲内)	1 年 (自動更新あり)
アグリドリームローン		個人・任意団体 1,500万円以内 法人 3,000万円以内 (但し前年度販売代金実績の範囲内)	
制 度 融 資	農業近代化資金等、国・県・市町の各種制度資金融資を取り扱っています。		

- (注) 1. このほか、資金使途に応じて各種資金を取り揃えております。
2. ＪＡのご利用度に応じて融資利率を優遇できる制度もあります。
3. 借入申し込みにつきましては、当ＪＡ所定の審査があります。

◆ 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中央金庫の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◆ 国債の窓口販売

国債（新窓販国債、２・５・１０年利付国債、３年、５年、１０年個人向け国債）の窓口販売の取り扱いを行っております。

◆ 投資信託の窓口販売

投資信託の窓口販売および投信つみたてサービスの取り扱いを行っております。

◆ その他の業務サービス

当ＪＡでは、オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払いや、事業主の皆さまのための給与振込サービス、各種年金振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っております。

また、全国のＪＡバンクＡＴＭでの貯金のおし入れや、セブン銀行・ローソン銀行・ゆうちょ銀行等のＡＴＭ、また各金融機関・コンビニエンスストア等のＡＴＭで現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、様々なサービスを行っております。

◆ 内国為替手数料

(1) 振込手数料（１件につき）

令和５年７月１日現在

振込の種類	金額の区分	窓 口	手 数 料			
			ＡＴＭ		ネットバンク	
			キャッシュカード区分		(個人)	(法人)
			当組合・ 県内ＪＡ	現金・他行・ 県外ＪＡ		
当ＪＡ同一店内・本支店間	３万円未満	３３０円	無料	２２０円	無料	無料
	３万円以上	５５０円		４４０円		
県内系統金融機関	３万円未満	３３０円	１１０円	２２０円	１１０円	１１０円
	３万円以上	５５０円	３３０円	４４０円	３３０円	３３０円
県外系統金融機関	３万円未満	６６０円	４４０円	５５０円	４４０円	３３０円
	３万円以上	８８０円	６６０円	７７０円	６６０円	５５０円
他行金融機関 電信扱い	３万円未満	６６０円	４４０円	５５０円	４４０円	５５０円
	３万円以上	８８０円	６６０円	７７０円	６６０円	７７０円

(2) 送金手数料（１件につき）

送金の種類	手 数 料
県内系統金融機関宛	４４０円
他行・県外系統金融機関宛	６６０円

(3) 代金取立手数料（1通につき）

送金の種類	手 数 料	
	普通扱い	至急扱い
県内系統金融機関宛	440円	—
他行・県外系統金融機関宛	660円	880円

(4) その他諸手数料（1件・1通につき）

種 類	手 数 料
振込・送金組戻し料	660円
不渡手形返却料	660円
取立手形組戻し料	660円
取立手形店頭呈示料	660円

（注）手数料を超える経費を要する場合は、その実費分をご負担いただきます。

(5) 定時自動送金振込手数料（1件につき）

振込の種類	金額の種類	手 数 料
同一店内宛	3万円未満	220円
	3万円以上	440円
当 J A 本支店間宛	3万円未満	220円
	3万円以上	440円
県内系統金融機関	3万円未満	220円
	3万円以上	440円
他行・県外金融機関	3万円未満	550円
	3万円以上	770円

（注）1. 系統とは、農業（漁業）協同組合、信用農業（漁業）協同組合連合会をいいます。

2. 他行宛欄には、系統以外の金融機関と県外系統金融機関を含みます。

3. 手数料には消費税10%が含まれております。

◆ 貯金業務に関する手数料

(1) 再発行手数料

令和5年7月1日現在

種 類	内 容	手 数 料
通帳・証書	1通あたり	1,100円
キャッシュカード	1枚あたり	1,100円

（注）災害による通帳・証書の再発行手数料は無料とする。

(2) 証明書等発行、その他手数料

種 類	内 容		手 数 料
残高証明書	継続発行	1 通あたり	440円
	都度発行		660円
取引履歴照会	1 枚あたり		550円
小切手帳	1 冊あたり		2,200円
約束手形帳	1 冊あたり		2,200円
自己宛小切手	1 通あたり		550円

(3) ネットバンク月額基本手数料

手数料種類	個人	法人
基本サービス（照会、振替・振込）	無料	1,100円
基本サービス＋データ伝送サービス （総合振込・給与賞与振込・口座振替）	－	3,300円

(4) 振替サービス関係手数料

種類	内 容	手 数 料
定時自動送金取扱	1 件あたり	110円
自動集金取扱	1 件あたり	110円
事務委託契約取扱	データでの持込み	1 件あたり 110円
	上記以外	1 件あたり 220円
データ伝送基本手数料		月額 3,300円

(5) 両替手数料（窓口での紙幣、硬貨への両替）

希望の金種の合計枚数	手 数 料
20 枚以下	無料
21 枚～500 枚	440円
501 枚～1,000 枚	550円
1,001 枚～2,000 枚	880円
2,001 枚～3,000 枚	1,100円
以降 1,000 枚毎に 330 円を加算します。（例：3,001 枚～4,000 枚の場合は 1,430 円）	

- （注） 1. 払戻時の金種指定は、『払戻額から 1 万円券を除いた枚数』を同様の扱いとします。
尚、紙幣に新券を指定した場合は、その枚数を両替の枚数に含めます。
2. 取扱枚数は、「持込した紙幣・硬貨の合計枚数（両替前）」と「両替した紙幣・硬貨の合計枚数（両替後）」のいずれが多い方の枚数となります。

(6) 硬貨入金手数料（窓口での硬貨の入金）

持参の硬貨枚数	手 数 料
50 枚以下	無料
51 枚～500 枚	440円
501 枚～1,000 枚	550円
1,001 枚～2,000 枚	880円
2,001 枚～3,000 枚	1,100円
以降 1,000 枚毎に 330 円を加算します。（例：3,001 枚～4,000 枚の場合は 1,430 円）	

- （注）硬貨枚数を測定した時点で手数料が発生し、計数した枚数で手数料が確定となりますので、ご入金やお支払いを取り止めた場合も手数料をいただきます。

(7) 割賦収納手数料

種 類	内 容	手 数 料
割賦収納	1 枚あたり	330円

(8) 未利用口座手数料 (令和3年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座 (総合口座含む) および貯蓄貯金口座)

種 類	内 容	手 数 料
未利用口座管理手数料	1 件あたり	1,320円

(9) 媒体持込手数料 (紙、電子媒体の持ち込みがある場合)

種 類	内 容	手 数 料
媒体持込手数料	1 件あたり	5,500円

(注) 1. 口座振替、総合振込、給与振込のうち、複数の取引をお持ち込みの場合、取引ごとに手数料をいただきます。

2. 媒体持込を5日、25日等、同月内に複数行う場合は、都度手数料をいただきます。

(10) 伝票持込手数料 (1日1口座に対し、取引伝票が5枚以上ある場合)

種 類	内 容	手 数 料
伝票持込手数料	1 日 1 口座あたり	110円

(注) 1. 1日1口座に対し複数回に分けた取引であっても、1日の合計枚数5枚以上に対して手数料をいただきます。

2. 手数料には消費税10%が含まれております。

◆ A T M (現金自動預け払い機) 利用手数料

令和5年7月1日現在

キャッシュカード の種類	利 用 時 間			手 数 料
ＪＡバンク	平日	支払 受入	８：４５～２１：００	無料
	土・日・祝日		９：００～１７：００	
他行	平日	支払	８：４５～１８：００	１１０円
			１８：００～２１：００	２２０円
	土曜日		９：００～１４：００	１１０円
			１４：００～１７：００	２２０円
	日曜・祝日		９：００～１７：００	２２０円
ゆうちょ銀行	平日	支払	８：４５～１８：００	１１０円
			１８：００～２１：００	２２０円
	土曜日		９：００～１４：００	１１０円
			１４：００～１７：００	２２０円
	日曜・祝日		９：００～１７：００	２２０円
三菱ＵＦＪ銀行	平日	支払	８：４５～１８：００	無料
	土・日・祝日		１８：００～２１：００	１１０円
			９：００～１７：００	１１０円
クレジット	平日	キャッシング	８：４５～１８：００	クレジット会社により 異なりますので詳しく はカード会社にお問い合わせ ください。
			１８：００～２１：００	
	土曜日		９：００～１４：００	
			１４：００～１７：００	
	日曜・祝日		９：００～１７：００	
ＪＦマリンバンク	平日	支払	８：４５～２１：００	無料
	土・日・祝日		９：００～１７：００	

(注) 1. 手数料には消費税10%が含まれております。

2. ご利用時間については、A T Mにより異なります。

◆貸出関連手数料一覧表

令和5年4月1日現在

種 類			金額（税込み）	
◆融資証明書			1通あたり	1,100円
◆貸出金残高証明書	(1) 継続発行		1通あたり	440円
	(2) 都度発行		1通あたり	660円
◆電子契約手数料	(1) 住宅ローン		1契約あたり	11,000円
	(2) 統一ローン		1契約あたり	1,650円
◆貸出金事務取扱手数料	(1) 住宅ローン		1契約あたり	55,000円
	(2) 賃貸住宅資金・事業資金住宅関連資金（住宅資金含む）		1契約あたり	55,000円
◆貸付条件変更 ※1			1件あたり	5,500円
◆貸出金繰上償還	住宅ローン	(1) 一部繰上償還	1件あたり	11,000円 ※ネットバンクご利用の場合は無料
		(2) 金額繰上償還	1件あたり	22,000円
	固定金利選択型（特約期間中のみ）	(1) 一部繰上償還	1件あたり	22,000円 ※ネットバンクご利用の場合は無料
		(2) 金額繰上償還	1件あたり	33,000円
	統一ローン	(1) 一部繰上償還	1件あたり	5,500円 ※ネットバンクご利用の場合は無料
		(2) 金額繰上償還		
		■実行日より3年未満	1件あたり	5,500円
		■実行日より3年以上10年未満	1件あたり	3,300円
		■実行日より10年以上経過	1件あたり	無料
	上記以外の資金 ※2 賃貸住宅資金・事業資金等	(1) 一部繰上償還	1件あたり	11,000円
		(2) 全部繰上償還	1件あたり	22,000円

※1 担保の変動、金利等の変更（住宅ローン金利選択型選択時含む）が対象となります。

※2 統一ローンはリフォーム、マイカー、教育、フリー（シルバー・多目的）ローンが対象となります。

※3 農業関連・貯金担保・共済担保資金は除きます。

〈共済事業〉

J A 共済は、生活を取り巻く様々なリスク（ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故など）に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故などが生じた場合に「共済金」として支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助（助け合い）の保障制度です。

J A 共済では、J A と J A 共済連がそれぞれ役割を担い、組合員・利用者の皆さまに「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障を提供しています。

◆ J A 共済の主な保障内容

【長期共済】

令和5年4月1日現在

種 類	特 徴
終 身 共 済	終身にわたって被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する共済です。
予定利率変動型 年 金 共 済	所定の期間経過後、終身または一定期間、被共済者が生存しているときに年金を保障する共済です。
養老生命共済	被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を一定期間保障し、満期時には満期共済金を保障する共済です。
こ ども 共 済	教育資金や満期共済金を支払うとともに、被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する共済です。
定期生命共済	被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を一定期間保障する共済です。
が ん 共 済	被共済者の悪性新生物・脳腫瘍を総合的に保障する共済です。（先進医療保障の付加も選択可能）
特定重度疾病共済	被共済者の三大疾病やその他の生活習慣病（糖尿病、肝硬変、慢性じん不全、慢性すい炎）などを保障する共済です。
医 療 共 済	被共済者の病気やケガによる入院を保障する共済です。（手術・放射線治療保障、入院時諸費用保障、先進医療保障の付加も選択可能）
介 護 共 済	終身にわたって被共済者が公的介護保険における要介護2以上に認定された場合や、重度要介護状態を保障する共済です。
生活障害共済	被共済者が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級、3級または4級の障害に該当し、その障害に対して1級、2級、3級または4級である身体障害者手帳の交付があった場合を保障する共済です。
認 知 症 共 済	終身にわたって被共済者の要介護状態を伴う認知症および軽度認知障害（MCI）を保障する共済です。
建物更生共済	火災や自然災害による、建物や動産などの損害を幅広く保障する共済です。

【短期共済】

令和5年4月1日現在

種 類	仕組み・特徴
火 災 共 済	建物や建物内に収容されている動産が火災や落雷、破裂、爆発などによって損害を受けたときの保障をする共済です。
自 賠 責 共 済	自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被共済者（自動車の保有者または運転者）が損害賠償責任を負った場合の損害を保障する共済です。自賠法に基づき、全ての自動車に加入を義務付けされている強制共済です。
自 動 車 共 済	「相手方への賠償」、「被共済者・搭乗中の方の保障」、「被共済自動車の保障」の3つを中心に保障する、自動車の総合共済です。
傷 害 共 済	日常生活での不慮の事故による死亡・負傷に応じて定額の共済金が支払われる共済です。
賠償責任共済	日本国内で発生した日常生活の様々なリスクに対応し、保障する共済です。
農業者賠償責任共済	農業における生産から出荷・販売後までに想定される、農業者に関する幅広い賠償リスクを保障する共済です。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。【23040500132】

〈農業関連事業〉

◆販売事業

生産者から消費者へ、新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っております。

生産者が生産した農畜産物を、共同選別出荷により市場等へ出荷するほか、実需者へ直接販売や、みやぎ生協店舗や共同購入等への販売を行っております。

【販売事業に関するお問合せ】	米穀課	0224-55-1590
	園芸課	0224-63-4618
	畜産課	0224-55-1810

◆購買事業

水稻や野菜、果樹などの肥料・農薬、種、苗、園芸資材、飼料など農業に必要な生産資材を管内7地区の「あぐりハウス」等で取り扱うとともに、営農指導員が農産物の生産等のアドバイスも行っております。また、大口の利用者には、フリーダイヤルにより注文を受け「流通センター」よりご自宅または直接圃場等へ直送を行うなど、サービスの向上に努めております。

さらに、肥料・農薬の予約による奨励措置、早期引取りによる奨励等により利用者への還元を行っております。なお、詳細については、生産資材課、各あぐりハウスへお問い合わせください。

【生産資材注文フリーダイヤル】 0120-431-445（仙南流通センター）

【生産資材に関するお問合せ】			
営農経済部 生産資材課	0224-63-0033	あぐりハウス蔵王	0224-33-2117
あぐりハウス柴田	0224-56-5141	あぐりハウス白石	0224-22-6510
あぐりハウス村田	0224-83-2343	グリーンセンター	0224-63-3282
あぐりハウス川崎	0224-84-2222	あぐりハウス丸森	0224-72-3061

◆購買事業（農業機械）

トラクターや田植機、コンバインなどの農業機械、刈払機や噴霧器等の小農具の取り扱いを行っております。また、低コスト農機や中古農機等の情報の提供を実施しております。さらに、農業機械の整備・修理サービスも承っております。春と秋の農繁期については、土・日・祝祭日も営業し、利用者のサービス向上に努めております。

【農業機械に関するお問合せ】	蔵王・川崎農機センター	0224-33-3816
	白石農機センター	0224-26-3115
	角田・丸森農機センター	0224-63-3412

◆ 営農指導相談

営農指導事業を担う「営農指導員」は、地域農業改良普及センターの「改良普及員」と連携し、より効果的な営農指導支援活動を展開しています。そして、地域の営農相談をはじめ各種栽培講習会の開催などによる生産者支援を行っております。

また、農家経営の支援活動としては、「所得税」「消費税」等の税務についての知識向上を図るために青色申告会への支援や農業経営管理支援事業（記帳代行）に取り組んでおります。

さらに、消費者に安全・安心で信頼される農作物づくりを提供するため、生産履歴簿による農薬・肥料使用方法等のチェックを徹底して行っているほか、DNA検査や残留農薬検査等を実施しております。

〈生活関連事業〉

◆ 葬祭事業

管内4つの葬祭会館「やすらぎホール」及び自宅、寺院などで、仏教、神式、キリスト教など葬儀の形態宗派を問わず、ご遺族に寄り添ったご葬儀を施行しております。

また、やすらぎホールでは、ご葬儀やご法要のほか、事前相談会や終活セミナー、人形供養祭などのイベントを実施しております。

【ご葬儀に関するご相談・お問い合わせ】

葬祭課	0224-52-2929	やすらぎホールしろいし蔵王	0224-25-1090
やすらぎホールしばた	0224-58-1158	やすらぎホールあぶくま	0224-61-0929
やすらぎホールかわさき	0224-86-5949		

◆ 介護事業

地域の中で最も身近な介護事業所として、皆さまがお住まいの地域で安心して生活できるよう、居宅介護では、利用者本人と家族の考えを配慮し、状況に沿った公平中立なケアプランの作成を行い、訪問介護では、ホームヘルパーが訪問し身体介護・生活援助をしております。

また、福祉用具専門相談員が利用者の状態に応じ、利用者本人と介護に携わる家族の負担が軽減されるよう、福祉用具の提供や販売、住宅改修のお手伝いをしております。

【介護支援に関するご相談・お問い合わせ】

白石介護支援センター	0224-22-5271
------------	--------------

◆ 自動車事業

国産メーカーの新車・中古車の販売や、車検、修理、自動車ローンの相談など、お客様のニーズに合わせた、車のトータルサポートをしております。

また、J A自動車共済契約・自賠責共済契約も合わせてお申し込みできますので、お車に関することは、何でもご相談ください。

【自動車に関するご相談・お問い合わせ】

J Aオートパル角田	0224-63-3418
------------	--------------

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により二重のセーフティネットで守られています。

◆「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◆「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年３月末における残高は1,652億円となっています。

◆「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みを行っています。

◆貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年３月末現在で4,627億円となっています。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1.信用事業資産	121,143,424	123,167,234	1.信用事業負債	128,168,067	129,465,977
(1)現金	975,392	1,097,734	(1)貯金	126,120,951	127,514,600
(2)預金	76,280,594	74,476,896	(2)借入金	1,411,857	1,408,976
系統預金	76,216,006	74,418,474	(3)その他の信用事業負債	570,048	491,105
系統外預金	64,588	58,422	未払費用	108	80
(3)有価証券	6,909,223	9,444,959	その他の負債	569,940	491,025
国債	5,509,223	9,444,959	(4)債務保証	65,210	51,295
政府保証債	1,400,000	—	2.共済事業負債	504,418	616,764
(4)貸出金	37,080,800	38,270,375	(1)共済資金	213,574	334,573
(5)その他の信用事業資産	113,899	98,415	(2)未経過共済付加収入	290,832	282,173
未収収益	93,929	84,474	(3)その他の共済事業負債	12	17
その他の資産	19,970	13,941	3.経済事業負債	982,383	1,093,415
(6)債務保証見返	65,210	51,295	(1)経済事業未払金	960,663	1,073,076
(7)貸倒引当金	△ 281,696	△ 272,442	(2)経済受託債務	2,246	1,437
			(3)その他の経済事業負債	19,473	18,902
2.共済事業資産	7,069	6,819	4.雑負債	538,287	498,177
(1)その他の共済事業資産	7,069	6,819	(1)未払法人税等	168,656	50,793
3.経済事業資産	2,921,144	3,332,575	(2)資産除去債務	11,140	33,186
(1)経済事業未収金	1,794,767	2,192,731	(3)その他の負債	358,490	414,197
(2)経済受託債権	38,641	38,139	5.諸引当金	887,902	740,084
(3)棚卸資産	223,436	238,605	(1)賞与引当金	55,980	66,710
購入品	166,485	194,412	(2)退職給付引当金	618,878	621,989
加工・利用事業棚卸資産	56,019	43,047	(3)役員退職慰労引当金	33,845	39,585
その他棚卸資産	931	1,145	(4)災害損失引当金	179,198	11,800
(4)その他の経済事業資産	901,052	910,504	6.再評価に係る繰延税金負債	491,516	473,663
(5)貸倒引当金	△ 36,751	△ 47,404	負債の部合計	131,572,575	132,888,083
4.雑資産	997,843	526,272	(純資産の部)		
(1)雑資産	1,000,378	529,715	1.組合員資本	6,568,448	6,980,067
(2)貸倒引当金	△ 2,535	△ 3,443	(1)出資金	3,756,073	3,696,076
5.固定資産	7,292,122	7,109,148	(2)利益剰余金	2,924,972	3,382,920
(1)有形固定資産	7,291,607	7,096,489	利益準備金	1,173,542	1,273,542
建物	9,793,567	9,592,001	その他利益剰余金	1,751,430	2,109,377
機械装置	1,668,609	1,645,266	特別積立金	495,000	495,000
土地	3,883,642	3,818,108	当期末処分剰余金	1,256,430	1,614,377
その他の有形固定資産	1,886,897	1,881,229	(うち当期剰余金)	394,486	449,113
減価償却累計額	△ 9,941,108	△ 9,840,117	(3)処分未済持分	△ 112,597	△ 98,929
(2)無形固定資産	514	12,658	2.評価・換算差額等	1,061,984	1,016,865
6.外部出資	6,795,838	6,706,475	(1)その他有価証券評価差額金	△ 13	△ 10
(1)外部出資	6,796,637	6,707,237	(2)土地再評価差額金	1,061,997	1,016,876
系統出資	6,231,577	6,231,677			
系統外出資	475,060	475,560			
子会社等出資	90,000	—			
(2)外部出資等損失引当金	△ 798	△ 762			
7.繰延税金資産	45,564	36,491	純資産の部合計	7,630,433	7,996,932
資産の部合計	139,203,008	140,885,016	負債及び純資産の部合計	139,203,008	140,885,016

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1. 事業総利益	2,620,877	2,952,042	(11) 加工事業収益	1,065,875	1,152,048
事業収益	6,260,113	7,561,188	(12) 加工事業費用	987,549	1,084,221
事業費用	3,639,236	4,609,145	(うち貸倒引当金繰入額)	—	10,742
(1) 信用事業収益	1,102,984	1,060,276	(うち貸倒引当金戻入益)	△ 13	—
資金運用収益	1,008,454	965,661	加工事業総利益	78,326	67,826
(うち預金利息)	428,932	375,083	(13) 利用事業収益	204,799	225,842
(うち有価証券利息)	78,683	100,483	(14) 利用事業費用	165,533	179,671
(うち貸出金利息)	435,414	432,517	利用事業総利益	39,266	46,170
(うちその他受入利息)	65,423	57,577	(15) 介護事業収益	—	101,350
役務取引等収益	66,886	63,972	(16) 介護事業費用	—	28,275
その他経常収益	27,644	30,642	(うち貸倒引当金繰入額)	—	60
(2) 信用事業費用	128,500	129,698	介護事業総利益	—	73,075
資金調達費用	10,277	9,598	(17) 農用地利用調整事業収益	49	37
(うち貯金利息)	10,032	9,456	農用地利用調整事業総利益	49	37
(うち給付補填備金繰入)	197	95	(18) 指導事業収入	108,505	51,455
(うち借入金利息)	46	46	(19) 指導事業支出	122,003	126,260
役務取引等費用	25	305	指導事業収支差額	△ 13,498	△ 74,804
その他経常費用	118,198	119,795	2. 事業管理費	2,567,764	2,994,747
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 8,954	△ 9,254	(1) 人件費	1,748,077	2,041,528
信用事業総利益	974,484	930,577	(2) 業務費	232,434	260,827
(3) 共済事業収益	976,778	944,816	(3) 諸税負担金	93,257	119,351
共済付加収入	915,402	885,100	(4) 施設費	476,744	564,301
その他の収益	61,376	59,716	(5) その他事業管理費	17,251	8,738
(4) 共済事業費用	55,279	47,587	事業利益	53,112	△ 42,704
共済推進費	35,728	27,262	3. 事業外収益	274,491	224,091
共済保全費	17,051	16,606	(1) 受取雑利息	772	813
その他の費用	2,499	3,718	(2) 受取出資配当金	117,056	112,566
共済事業総利益	921,499	897,228	(3) 貸付料	69,512	76,990
(5) 購買事業収益	2,461,785	3,659,920	(4) 子会社貸貸収益等	39,192	—
購買品供給高	2,296,810	3,415,632	(5) 子会社業務委託料等	8,640	—
購買手数料	24,153	27,175	(6) 雑収入	39,316	33,720
修理サービス料	38,038	120,748	4. 事業外費用	119,921	148,771
その他の収益	102,782	96,363	(1) 寄付金	254	144
(6) 購買事業費用	2,141,465	2,978,773	(2) 賃貸費用等	—	58,810
購買品供給原価	1,985,790	2,809,212	(3) 子会社賃貸費用等	31,229	—
購買品供給費	128,373	143,362	(4) その他賃貸費用等	59,710	—
修理サービス費	3,559	7,786	(5) 雑損	28,727	89,815
その他の費用	23,740	18,410	経常利益	207,682	32,615
(うち貸倒引当金繰入額)	335	—	5. 特別利益	1,138,317	612,679
(うち貸倒引当金戻入益)	—	△ 3,639	(1) 固定資産処分益	2,012	14,374
購買事業総利益	320,320	681,146	(2) 一般補助金	524,379	11,655
(7) 販売事業収益	284,894	311,800	(3) 外部出資等損失引当金戻入	—	798
販売手数料	184,442	200,651	(4) 災害による受入金	609,029	102,922
その他の収益	100,451	111,148	(5) 子会社清算益	—	403,320
(8) 販売事業費用	24,338	26,857	(6) 災害損失引当金戻入益	2,896	79,608
販売費用	8,250	9,276	6. 特別損失	805,896	152,598
その他の費用	16,088	17,580	(1) 固定資産処分損	12,205	12,233
(うち貸倒引当金繰入額)	349	2,163	(2) 固定資産圧縮損	524,379	11,655
販売事業総利益	260,556	284,942	(3) 減損損失	174,014	128,710
(9) 保管事業収益	86,031	87,507	(4) 災害損失引当金繰入額	95,298	—
(10) 保管事業時用	46,158	41,666	税引前当期利益	540,102	492,697
保管事業総利益	39,872	45,841	法人税、住民税及び事業税	197,223	53,562
			法人税等調整額	△ 51,607	△ 9,979
			法人税等合計	145,616	43,583
			当期剰余金	394,486	449,113
			当期首繰越剰余金	782,418	1,120,143
			土地再評価差額金取崩額	79,524	45,121
			当期末処分剰余金	1,256,430	1,614,377

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目		令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益		604,671	492,697
減価償却費		195,515	220,964
減損損失		174,014	128,710
貸倒引当金の増加額		△ 8,943	△ 937
賞与引当金の増加額		△ 5,857	10,730
退職給付引当金の増加額		△ 66,721	3,110
その他引当金等の増加額		81,211	△ 161,658
信用事業資金運用収益		△ 946,960	△ 909,345
信用事業資金調達運用		10,264	9,598
受取雑利息及び受取出資配当金		△ 113,404	△ 113,380
有価証券関係損益		3,221	1,262
固定資産売却損益		14,574	△ 2,141
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			
貸出金の純増減		233,041	△ 1,189,574
預金の純増減		2,050,000	—
貯金の純増減		1,275,774	1,750,993
信用事業借入金の純増減		△ 219	△ 2,880
その他の信用事業資産の純増減		4,213	19,943
その他の信用事業負債の純増減		12,659	△ 93,258
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			
共済資金の純増減		22,480	120,998
未経過共済付加収入等の純増減		△ 8,167	△ 8,653
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			
受取手形及び経済事業未収金の純増減		△ 220,713	△ 220,409
経済受託債務の純増減		△ 27,036	501
棚卸資産の純増減		28,816	22,702
支払手形及び経済事業未払金の純増減		7,722	130,202
経済受託債務の純増減		△ 188	17,651
(その他の資産及び負債の増減)			
その他の資産の純増減		△ 414,464	585,416
その他の負債の純増減		△ 175,838	△ 427,013
未払消費税等の増減額		—	24,142
信用事業資金運用による収入		969,907	918,800
信用事業資金調達による支出		△ 13,747	△ 9,196
共済貸付金利息による収入		1,977	249
小 計		3,687,804	1,014,416
雑利息及び出資配当金の受取額		113,404	113,380
法人税等の支払額		△ 192,426	△ 171,798
事業活動によるキャッシュ・フロー		3,608,782	955,998
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 970,610	△ 3,936,990
有価証券の償還による輸入		—	1,400,000
補助金の受入による収入		524,379	11,655
固定資産の取得による支出		△ 1,248,747	△ 142,156
固定資産の売却による収入		182,846	90,908
外部出資による支出		△ 200	△ 650
外部出資の売却等による収入		102	124
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,512,230	△ 2,577,109
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
出資の払戻による支出		△ 45,357	△ 43,825
出資配当金の支払額		△ 36,886	△ 36,286
持分の取得による支出		△ 54,184	△ 44,745
持分の譲渡による収入		40,005	42,241
非支配株主への配当金支払額		—	105
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 96,422	△ 82,510
4. 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)		2,000,130	△ 1,703,621
5. 現金及び現金同等物の期首残高		4,277,772	6,277,902
6. 現金及び現金同等物の期末残高		6,277,902	4,574,281

(注) 令和3年度については連結キャッシュ・フロー計算書を作成していましたが、令和4年度に子会社の事業譲受を行ったため、単体キャッシュ・フロー計算書を作成することとなりました。

本資料では、令和3年度の数値を連結キャッシュ・フロー計算書の内容で掲載しています。

4. 注記表

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日	本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日
1 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） 2) 子会社株式：移動平均法による原価法 3) その他有価証券 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品 ・肥料、農薬、飼料等については総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ・農機製品等については個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ・その他の購買品については売価還元法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） その他の棚卸資産 ・個別法による原価法 (3) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 建物（建物附属設備を除く） a) 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法 c) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法 建物（建物附属設備を除く）以外 a) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法 c) 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 定額法 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、全額費用処理を行っています。	1 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） 2) その他有価証券 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品 ・肥料、農薬、飼料等については総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ・農機製品等については個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ・その他の購買品については売価還元法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 加工・利用事業棚卸資産 ・原材料、仕掛品については、総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） その他の棚卸資産 ・個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） (3) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 建物（建物附属設備を除く） a) 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法 c) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法 建物（建物附属設備を除く）以外 a) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法 c) 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 定額法 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

- ② 無形固定資産
定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、10百万円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

- ② 無形固定資産
定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、10百万円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

処理することとしています。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 外部出資等損失引当金
当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
- ⑥ 災害損失引当金
令和4年3月に発生した福島県沖地震およびその余震の災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積り額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ① ファイナンス・リース取引（貸手）に係る収益の計上基準
リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。
- ② 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- ア 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- イ 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ウ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

処理することとしています。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 外部出資等損失引当金
当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
- ⑥ 災害損失引当金
令和3年2月、令和4年3月に発生した福島県沖地震およびその余震の災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積り額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ① ファイナンス・リース取引（貸手）に係る収益の計上基準
リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。
- ② 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- ア 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- イ 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ウ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

エ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

オ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

カ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

エ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

オ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

カ 介護事業

要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成・福祉用具販売、貸与等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

キ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。

前年度（令和３年度）
令和３年４月１日から令和４年３月31日

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会宮城県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しております。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点、又は代金等を弁済した時点で組合員に所有権が移転するものとし、飼育管理の責任は組合員にあるものとしております。

組合員が飼育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、当組合の貸借対照表の経済事業資産に計上しております。

当組合は、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益に計上しております。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購

本年度（令和４年度）
令和４年４月１日から令和５年３月31日

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会宮城県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しております。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点、又は代金等を弁済した時点で組合員に所有権が移転するものとし、飼育管理の責任は組合員にあるものとしております。

組合員が飼育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、当組合の貸借対照表の経済事業資産に計上しております。

当組合は、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益に計上しております。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、仕切り書が到達した時点で収益を認識していましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。

② 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

③ 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の事業収益が2,583,310千円、事業費用が2,584,241千円減少し、事業利益、経常利益、税引前当期利益がそれぞれ931千円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 39,497千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実行税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 128,710千円

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 47,816千円（繰延税金負債との相殺前）
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 174,014千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、測定において、将

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 323,289千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
算定方法は、「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準の「貸倒引当金」に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に関する圧縮記帳額

国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,216,109千円であり、その内訳は、次のとおりです。

なお、当該圧縮金額は平成10年度以降に取得した資産にかかる金額です。

建物	785,692千円
機械装置	280,501千円
車両運搬具	500千円
構築物	146,796千円

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

来キャッシュ・フローについては、令和2年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 320,983千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
算定方法は、「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準の「貸倒引当金」に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に関する圧縮記帳額

国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,206,964千円であり、その内訳は、次のとおりです。

なお、当該圧縮金額は平成10年度以降に取得した資産にかかる金額です。

建物	781,698千円
機械装置	275,350千円
車両運搬具	500千円
構築物	146,796千円
器具備品	2,620千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びA T M、自動車、器具・備品等（平成20年3月31日以前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。

(3) オペレーティング・リース取引の内容

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当JAに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

器具備品 2,620千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びA T M、自動車、器具・備品等（平成20年3月31日以前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。

(3) オペレーティング・リース取引の内容

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は74,287千円です。

(4) 担保に供されている資産

担保に供している資産等は次のとおりです。

担保に供している資産	
その他の信用事業資産（信用差入保証金）	120千円
定期預金	350千円
担保に係る債務	
町水道事業公金取扱	464千円
市町収納代理公金	2,298千円
以下の資産は日銀オペ償還に伴う激変緩和措置対応資金を活用した借入金1,360,000千円の担保に供しています。	
定期預金	1,500,000千円
上記のほか、為替決済用の代用として、定期預金4,500,000千円を差し入れています。	

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額 110,526千円

(6) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は215,396千円、危険債権額は35,054千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は87,200千円です。

(4) 担保に供されている資産

担保に供している資産等は次のとおりです。

担保に供している資産

その他の信用事業資産（信用差入保証金）

128千円

定期預金 350千円

担保に係る債務

町水道事業公金取扱 135千円

市町収納代理公金 1,175千円

以下の資産は日銀の被災地金融機関支援オペを活用した借入金1,360,000千円の担保に供しています。

定期預金 1,360,000千円

上記のほか、為替決済用の代用として、定期預金4,500,000千円を差し入れています。

(5) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 12,245千円

子会社等に対する金銭債務の総額 359,413千円

(6) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額

108,585千円

(7) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は237,597千円、危険債権額は397千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は250,451千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成11年3月31日

②再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額

1,798,670千円

③同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5 損益計算書に関する注記

(1) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・事業所等については地区事業本部ごと、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店については、独立したキャッシュ・

I 決算の状況

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は237,994千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(8) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ①再評価を行った年月日 平成11年3月31日
②再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額

1,837,843千円

- ③同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

- ① 子会社等との取引による収益総額 61,592千円
うち事業取引高 3,345千円
うち事業取引以外の取引高 58,247千円
② 子会社等との取引による費用総額 20,512千円
うち事業取引高 2,967千円
うち事業取引以外の取引高 17,543千円

(2) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・事業所等については地区事業本部ごと、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないため、共用資産と認識しています。

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

フローを生み出さないため、共用資産と認識しています。

当期に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
村田町菅生	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
蔵王町円田	賃貸用固定資産	建物	業務内固定資産
角田市梶賀	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
大河原町中島	遊休資産	土地	店舗跡地
村田町関場	遊休資産	土地	ライスセンター隣地
蔵王町円田（給油所跡地）	遊休資産	土地	給油所跡地
蔵王町遠刈田	遊休資産	土地	支所跡地
蔵王町宮	遊休資産	土地	倉庫跡地
白石市小原	遊休資産	土地	支所跡地
白石市越河五賀	遊休資産	土地	支所跡地
白石市斎川	遊休資産	土地	支所跡地
角田市小坂	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町小斎（ライスC）	遊休資産	土地	ライスセンター跡地
丸森町大内	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町金山	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町小斎（倉庫跡地）	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町丸森（給油所隣地）	遊休資産	土地	給油所隣地
丸森町小斎	遊休資産	土地	支所跡地
村田町関場	一般資産	土地及び建物等	ライスセンター
白石市福岡	一般資産	建物	白石農機センター
角田市佐倉	一般資産	建物等	納豆センター

② 減損損失の認識に至った経緯

上記の一般資産については、営業収支が2期連続赤字であるまたは使用方法の変更が生じ、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

村田町菅生
114千円（土地 114千円）
蔵王町円田
20,360千円（土地 -千円、建物 20,360千円）
角田市梶賀
253千円（土地 253千円）
大河原町中島
31,411千円（土地 -千円、建物 31,411千円）
村田町関場
27,849千円（土地 27,849千円）
蔵王町円田（給油所跡地）
46千円（土地 46千円）
蔵王町遠刈田

前年度（令和３年度）
令和３年４月１日から令和４年３月31日

当期に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
柴田町船岡	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
角田市梶賀	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
角田市高倉	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
角田市枝野	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町小斎	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
川崎町小野	賃貸用固定資産	建物等	業務内固定資産
蔵王町円田	賃貸用固定資産	建物	業務内固定資産
白石市大平	賃貸用固定資産	土地及び建物等	業務内固定資産
角田市佐倉	賃貸用固定資産	土地及び建物等	業務内固定資産
村田町村田	遊休資産	土地	事業所跡地
蔵王町平沢	遊休資産	土地及び建物等	給油所
蔵王町円田（給油所跡地）	遊休資産	土地	給油所跡地
蔵王町遠刈田	遊休資産	土地	支所跡地
蔵王町宮	遊休資産	土地	倉庫跡地
白石市小原	遊休資産	土地	支所跡地
白石市福岡	遊休資産	土地	支所跡地
白石市斎川	遊休資産	土地	支所跡地
角田市藤尾	遊休資産	土地	支所跡地
角田市小坂	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町小斎（ライスＣ）	遊休資産	土地	ライスセンター跡地
丸森町大内	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町金山	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町小斎（倉庫跡地）	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町丸森（給油所隣地）	遊休資産	土地	給油所隣地
丸森町丸森	一般資産	土地	丸森農機センター
角田市佐倉	一般資産	土地	納豆センター
角田市江尻	一般資産	土地及び建物等	G P センター

② 減損損失の認識に至った経緯

上記の一般資産については、営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

柴田町船岡
84,133千円（土地 84,133千円）
角田市梶賀
116千円（土地 116千円）
角田市高倉
110千円（土地 110千円）
角田市枝野
139千円（土地 139千円）
丸森町小斎
508千円（土地 508千円）

本年度（令和４年度）
令和４年４月１日から令和５年３月31日

551千円（土地 551千円）
蔵王町宮
300千円（土地 300千円）
白石市小原
107千円（土地 107千円）
白石市越河五賀
12千円（土地 12千円）
白石市斎川
147千円（土地 147千円）
角田市小坂
93千円（土地 93千円）
丸森町小斎（ライスＣ）
125千円（土地 125千円）
丸森町大内
156千円（土地 156千円）
丸森町金山（倉庫跡地）
35千円（土地 35千円）
丸森町小斎（倉庫跡地）
7千円（土地 7千円）
丸森町丸森（給油所跡地）
242千円（土地 242千円）
丸森町小斎
159千円（土地 159千円）
村田町関場
41,392千円（土地 38,897千円、建物 1,734千円）
その他 761千円）
白石市福岡
4,287千円（土地 －千円、建物 4,287千円）
角田市佐倉
1,054千円（土地 －千円、その他 1,054千円）
合 計
128,710千円（土地 69,100千円、建物 57,793千円）
その他 1,816千円）

④ 回収可能価額の時価の算定方法

回収可能価額について、使用価値を採用している場合に適用した割引率は2.58％です。それ以外は正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定されています。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下げ額

期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が購買品供給原価に含まれています。

購買品供給原価 170千円

6 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日	
川崎町小野	10,273千円（土地 -千円、建物 4,505千円、 その他 5,768千円）
蔵王町円田	4,624千円（土地 -千円、建物 4,624千円）
白石市大平	13,616千円（土地 7,563千円、建物 5,940千円、 その他 113千円）
角田市佐倉	26,724千円（土地 15,264千円、建物 11,415千円、 機械装置 44千円、その他 -千円）
村田町村田	112千円（土地 112千円）
蔵王町平沢	6,477千円（土地 351千円、建物 6,047千円、 その他 77千円）
蔵王町円田（給油所跡地）	141千円（土地 141千円）
蔵王町遠刈田	441千円（土地 441千円）
蔵王町宮	757千円（土地 757千円）
白石市小原	2千円（土地 2千円）
白石市福岡	244千円（土地 244千円）
白石市斎川	759千円（土地 759千円）
角田市藤尾	59千円（土地 59千円）
角田市小坂	32千円（土地 32千円）
丸森町小斎（ライスC跡地）	575千円（土地 575千円）
丸森町大内	473千円（土地 473千円）
丸森町金山	221千円（土地 221千円）
丸森町小斎（倉庫跡地）	59千円（土地 59千円）
丸森町丸森（給油所隣地）	1,411千円（土地 1,411千円）
丸森町丸森	2,177千円（土地 2,177千円）
角田市佐倉	8,030千円（土地 8,030千円）
角田市江尻	11,788千円（土地 8,459千円、建物 1,921千円、 機械装置 956千円、その他 451千円）
合 計	174,014千円（土地 132,148千円建物 34,453千円 機械装置 1,001千円、その他 6,411千円）

本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日

資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券のみであり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、農家組合員に制度資金を転貸するための借入金です。

また、日銀オペ償還に伴う激変緩和措置対応資金を活用した借入1,360,000千円を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールす

ることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と

収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを

実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

④ 回収可能価額の時価の算定方法

回収可能価額について、使用価値を採用している場合に適用した割引率は3.1%です。それ以外は正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定されています。

(3) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用に伴う簿価切下げ額

期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が購買品供給原価に含まれています。

購買品供給原価 134千円

6 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券のみであり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、農家組合員に制度資金を転貸するための借入金です。

また、日銀の被災地金融機関支援オペを活用した借入1,360,000千円を行っています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.17%下落したものと想定した場合には、経済価値が63,388千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及

I 決算の状況

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.06%下落したものと想定した場合には、経済価値が17,202千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

びこれらの差額は、次のとおりです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	74,476,896	74,469,254	△7,642
有価証券			
満期保有目的の債券	9,434,928	9,483,960	49,031
その他有価証券	10,031	10,031	－
貸出金	38,270,375		
貸倒引当金(*1)	△272,442		
貸倒引当金控除後	37,997,933	38,153,000	155,067
経済事業未収金	2,192,731		
貸倒引当金(*2)	△47,404		
貸倒引当金控除後	2,145,326	2,145,326	－
資産計	124,065,116	124,261,572	196,456
貯金	127,514,600	127,491,485	△23,115
借入金	1,408,976	1,408,967	△8
負債計	128,923,576	128,900,453	△23,123

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（*2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用

用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	76,280,594	76,281,336	742
有価証券			
満期保有目的の債券	6,899,189	7,265,970	366,780
その他有価証券	10,034	10,034	-
貸出金	37,080,800		
貸倒引当金(*1)	△281,696		
貸倒引当金控除後	36,799,104	37,071,181	272,077
経済事業未収金	1,794,767		
貸倒引当金(*2)	△36,751		
貸倒引当金控除後	1,758,015	1,758,015	-
資産計	121,746,938	122,386,537	639,599
貯金	126,120,951	126,116,583	△4,368
借入金	1,411,857	1,411,849	△8
負債計	127,532,809	127,528,432	△4,376

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券及び外部出資

債券は取引金融機関等から提示された価格によります。

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報に含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	6,707,237
外部出資等損失引当金	△762
合 計	6,706,475

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	74,476,896	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	600,000	-	-	-	-	8,900,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	10,000	-	-
貸出金(*1, 2)	3,270,031	2,364,622	2,208,575	2,094,936	1,893,796	26,211,340

I 決算の状況

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

経済事業未収金（注）	2,147,042	-	-	-	-	-
合 計	80,493,969	2,364,622	2,208,575	2,104,936	1,893,796	35,111,340

- （*1）貸出金のうち、当座貸越650,609千円については「1年以内」に含めています。
- （*2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等227,072千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- （*3）経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権45,688千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超内	5年超
貯金（*1）	120,594,393	3,441,972	2,441,037	624,535	361,892	50,768
借入金	3,255	1,363,325	3,627	3,796	3,800	31,170
合 計	120,597,648	4,805,297	2,444,664	628,331	365,692	81,938

- （*1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

7 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	4,523,302	4,878,810	335,508
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	4,911,626	4,605,150	△306,476
合 計		9,434,928	9,483,960	49,032

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額（*）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	10,031	10,042	△10
	計	10,031	10,042	△10

- （*）上記の評価差額10千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券該当ありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券該当ありません。

前年度（令和3年度）
令和3年4月1日から令和4年3月31日

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、
これらは(1)の金融商品の時価情報には含ま
れていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	6,796,637
外部出資等損失引当金	△798
合 計	6,795,838

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない
株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開
示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号
2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象
とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後
の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	76,280,594	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有 目的の債券	1,400,000	600,000	-	-	-	4,900,000
その他の有価証券 のうち満期があるもの	-	-	-	-	10,000	-
貸出金(*1, 2)	3,343,176	2,390,303	2,204,971	2,028,628	1,885,066	25,019,502
経済事業未収金(*3)	1,763,159	-	-	-	-	-
合 計	82,786,929	2,990,303	2,204,971	2,028,628	1,895,066	29,919,502

(※1) 貸出金のうち、当座貸越717,226千円については「1
年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益
を喪失した債権等209,152千円は償還の予定が見込ま
れないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び
破綻懸念先に対する債権31,608千円は償還の予定が
見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の
返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	119,218,998	2,563,976	3,020,525	675,262	597,998	44,192
借入金	1,360,000	2,880	3,255	3,325	3,627	38,770
合 計	120,578,998	2,566,856	3,023,780	678,587	601,625	82,962

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」
に含めて開示しています。

7 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は
次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借
対照表計上額、時価及びこれらの差額については、
次のとおりです。

本年度（令和4年度）
令和4年4月1日から令和5年3月31日

8 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基
づき、退職一時金制度を採用しています。また、こ
の制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあ
てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退
職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,763,110千円
勤務費用	78,339千円
利息費用	-千円
数理計算上の差異の発生額	10,434千円
退職給付の支払額	△161,471千円
期末における退職給付債務	1,690,412千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	970,050千円
期待運用収益	6,305千円
数理計算上の差異の発生額	131千円
特定退職共済制度への拠出金	59,616千円
退職給付の支払額	△111,011千円
期末における年金資産	925,092千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照 表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,690,412千円
特定退職共済制度	△925,092千円
未積立退職給付債務	765,320千円
未認識数理計算上の差異	△143,331千円
貸借対照表計上額純額	621,989千円
退職給付引当金	621,989千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	78,339千円
利息費用	-千円
期待運用収益	△6,305千円
数理計算上の差異の費用処理額	41,153千円
合 計	113,187千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次
のとおりです。

債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	5%
その他	4%
合 計	100%

I 決算の状況

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日				
（単位：千円）				
	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	5,499,189	5,860,250	361,060
	政府保証債	1,400,000	1,405,720	5,720
	計	6,899,189	7,265,970	366,780

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）				
	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	評価差額（*）
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国 債	10,034	10,052	△18
	計	10,034	10,052	△18

（*）なお、上記の評価差額から繰延税金資産5千円を差し引いた額 △13千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

8 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

2. 退退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,859,951千円
勤務費用	83,909千円
利息費用	－千円
数理計算上の差異の発生額	△5,462千円
退職給付の支払額	△175,288千円
期末における退職給付債務	1,763,110千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,029,541千円
期待運用収益	7,206千円
数理計算上の差異の発生額	△575千円
特定退職金共済制度への拠出金	60,798千円
退職給付の支払額	△126,920千円
期末における年金資産	970,051千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,763,110千円
特定退職金共済制度	△970,051千円
未積立退職給付債務	793,059千円
未認識数理計算上の差異	△174,181千円
貸借対照表計上額純額	618,878千円
退職給付引当金	618,878千円

本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日	
-----------------------------------	--

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00%
長期期待運用収益率	0.65%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26,696千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、248,079千円となっています。

9 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	88,775千円
賞与引当金超過額	18,318千円
役員退職慰労引当金超過額	10,870千円
退職給付引当金超過額	170,795千円
未収収益	15,393千円
減価償却否認額	72,077千円
減損損失	157,964千円
その他	44,645千円
繰延税金資産小計	578,837千円
評価性引当額	△539,340千円
繰延税金資産合計（A）	39,497千円
繰延税金負債	
資産除去費用有形資産計上額	△3,005千円
繰延税金負債合計（B）	△3,005千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	36,491千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.46%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.40%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△26.33%
住民税均等割等	1.69%
評価性引当額の増減	7.62%
促進税制特別控除	△1.07%
子会社清算に伴う税務調整額	△1.09%

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日	
-----------------------------------	--

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	83,909千円
利息費用	—
期待運用収益	△7,206千円
数理計算上の差異の費用処理額	41,977千円
合 計	118,680千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
年金保険投資	27%
現金及び預金	4%
その他	5%
合 計	100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00%
長期期待運用収益率	0.70%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,349千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、231,351千円となっています。

9 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	90,966千円
賞与引当金超過額	15,864千円
役員退職慰労引当金超過額	9,591千円
退職給付引当金超過額	166,239千円
未収収益	15,199千円
減価償却否認額	59,918千円
減損損失	7,616千円
その他	184,200千円

本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日	
-----------------------------------	--

その他	△0.84%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.85%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

当事業年度において、みやぎ発展税の課税実施期間が5年間延長されています。また子会社の譲受によりグループ通算納税から単体納税に変更となっております。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率について、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については前事業年度の28.56%から27.46%に変更されましたが、その影響額は軽微です。なお、令和9年4月1日以降開始する事業年度の法定実効税率は前事業年度どおり27.23%です。

10 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、柴田町その他の地域において保有する土地、建物を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
1,237,320	937,701

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当事業年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

11 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の丸森地区事業本部構内舗装、漬物センター工場、槻木支店、やすらぎホールかわさき、蔵王直売センターは、土地所有者との事業用定期借地権契約及び土地賃貸契約を締結しており、賃借期間満了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は11年～34年、割引率は0.75%～1.93%を採用しています。

I 決算の状況

前年度（令和3年度） 令和3年4月1日から令和4年3月31日	
繰延税金資産小計	549,593千円
評価性引当額	△ 501,777千円
繰延税金資産合計（A）	47,816千円
繰延税金負債	
資産除去費用有形資産計上額	△ 2,251千円
繰延税金負債合計（B）	△ 2,251千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	45,564千円

本年度（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日	
3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	11,140千円
時の経過による調整額	214千円
子会社譲受による増加額	6,162千円
該当施設計上額	15,670千円
期末残高	33,186千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	28.56 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.02 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.21 %
住民税均等割等	1.18 %
評価性引当額の増減	4.23 %
連結納税調整	△ 5.28 %
その他	△ 0.46 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.96 %

10 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、柴田町その他の地域において保有する土地、建物を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時 価
1,673,065	1,163,386

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当事業年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

11 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の丸森地区事業本部構内舗装、漬物センター工場、槻木支店は、土地所有者との事業用定期借地権契約及び土地賃貸契約を締結しており、賃借期間満了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

前年度（令和３年度）
令和３年４月１日から令和４年３月３１日

資産除去債務の見積にあたり、支出までの見込期間は11年～34年、割引率は0.75％～1.25％を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	18,930千円
時の経過による調整額	103千円
除去債務の消滅による減少額	△7,893千円
期末残高	11,140千円

本年度（令和４年度）
令和４年４月１日から令和５年３月３１日

5. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 当期末処分剰余金	1,256,430,055	1,614,377,816
2. 剰余金処分別	136,286,775	435,802,606
(1) 利益準備金	100,000,000	100,000,000
(2) 任意積立金	—	300,000,000
施設整備修繕等積立金	—	200,000,000
経営安定化対策積立金	—	100,000,000
(3) 出資配当金	36,286,775	35,802,606
3. 次期繰越剰余金	1,120,143,280	1,178,575,210

(注) 1. 普通出資に対する配当金の割合は、次のとおりです。

 令和3年度 1.0%

 令和4年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

 令和3年度 配当なし

 令和4年度 配当なし

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

 令和3年度 20,000,000円

 令和4年度 22,500,000円

4. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は、次のとおりです。

【施設整備修繕等積立金】

(積立目的) 将来のJA施設の取得・修繕・更新・処分等に伴い発生する費用に充てることを目的とする。

(積立目標額) 3億円

(積立基準) 当該事業年度の剰余金の範囲内で積み立てることが出来る。

(取崩基準) 施設の取得・修繕・更新・処分等に伴い費用が発生した場合に、費用相当額を取崩すことができる。

(残 高) 0円 (令和5年3月31日現在)

【経営安定化対策積立金】

(積立目的) 組合の健全な経営を図るため、固定資産の減損処理によって発生する損失に備えることを目的とする。

(積立目標額) 3億円

(積立基準) 当該事業年度の剰余金の範囲内で積み立てることが出来る。

(取崩基準) 次の基準により、取崩しを行うことができる。

1. 固定資産の減損処理により、当該事業年度で2,000万円を超える費用が発生した場合に2,000万円を超える金額。

2. 災害の発生により施設の修繕等を行い、その修繕・処分に1,000万円を超える費用が発生した場合の費用相当金額。

(残 高) 0円 (令和5年3月31日現在)

6. 部門別損益計算書（令和4年度）

（単位：千円）

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	7,561,188	1,060,277	944,817	4,343,082	1,189,332	23,680	
事業費用 ②	4,609,145	129,699	47,587	3,569,716	772,678	89,466	
事業総利益(①－②) ③	2,952,042	930,578	897,230	773,366	416,654	△ 65,786	
事業管理費計 ④	2,994,747	639,151	616,538	908,349	582,310	248,398	
(うち減価償却費) ⑤	(210,289)	(36,223)	(6,080)	(133,702)	(32,616)	(1,667)	
(うち人件費) ⑤'	(2,041,528)	(421,315)	(470,635)	(554,689)	(396,089)	(198,801)	
※うち共通管理費 ⑥		86,329	76,806	101,472	60,869	14,667	△ 340,143
(うち減価償却費) ⑦		(6,834)	(6,080)	(8,033)	(4,818)	(1,161)	(△ 26,926)
(うち人件費) ⑦'		(55,537)	(49,411)	(65,280)	(39,159)	(9,436)	(△ 218,823)
事業利益(③－④) ⑧	△ 42,704	291,427	280,692	△ 134,983	△ 165,657	△ 314,184	
事業外収益 ⑨	224,091	56,875	50,601	66,851	40,101	9,663	
※うち共通分 ⑩		56,875	50,601	66,851	40,101	9,663	△ 224,091
事業外費用 ⑪	148,771	37,758	33,593	44,382	26,623	6,415	
※うち共通分 ⑫		37,758	33,593	44,382	26,623	6,415	△ 148,771
経常利益(⑧＋⑨－⑪) ⑬	32,615	310,543	297,699	△ 112,514	△ 152,178	△ 310,936	
特別利益 ⑭	612,679	155,499	138,347	182,776	109,639	26,419	
※うち共通分 ⑮		155,499	138,347	182,776	109,639	26,419	△ 612,679
特別損失 ⑯	152,598	38,730	34,458	45,523	27,308	6,580	
※うち共通分 ⑰		38,730	34,458	45,523	27,308	6,580	△ 152,598
税引前当期利益(⑬＋⑭－⑯) ⑱	492,697	427,312	401,588	24,739	△ 69,846	△ 291,098	
営農指導事業分配賦額 ⑲		55,627	48,567	145,549	41,355	△ 291,098	
営農指導事業分配賦後 ⑳	492,697	371,685	353,021	△ 120,810	△ 111,201		
税引前当期利益(⑱－⑲)							

(注) 1. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

2. 特別利益、特別損失は災害損失戻入益と臨時損失（災害修繕・災害解体）相殺後の金額です。

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

- 共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割合
- 部門職員数割合（人頭割）
- 事業損益割合

上記3つの割合の総平均で配賦しています。

(2) 営農指導事業

- 農業関連事業に50％を配賦
- 信用事業、共済事業、生活その他事業に50％を配賦
- ① 共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割合
- ② 部門職員数割合（人頭割）
- ③ 事業損益割合

上記3つの割合の総平均で配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

【単位：％】

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合計
共通管理費等	25.38%	22.58%	29.83%	17.91%	4.31%	100.00%
営農指導事業	19.11%	16.68%	50.00%	14.21%		100.00%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 5 年 6 月 1 日

みやぎ仙南農業協同組合

代表理事組合長 舟山 健一 

8. 会計監査人の監査

令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	7,784	8,867	8,591	6,260	7,561
信用事業収益	1,158	1,098	1,077	1,103	1,060
共済事業収益	1,148	1,084	1,001	977	945
農業関連事業収益	5,268	6,461	6,376	3,997	4,343
その他事業収益	209	222	136	183	1,213
経常利益	335	332	229	208	33
当期剰余金	51	114	227	394	449
当期未処分剰余金	563	658	869	1,256	1,614
出資金	3,956	3,882	3,818	3,756	3,696
出資口数	3,956,139	3,882,379	3,818,450	3,756,073	3,696,076
純資産額	7,214	7,237	7,332	7,630	7,997
総資産額	127,291	132,338	137,588	139,203	140,885
貯金等残高	114,439	119,637	125,080	126,121	127,515
貸出金残高	35,708	37,077	37,313	37,081	38,270
有価証券残高	5,955	4,955	5,941	6,909	9,445
剰余金配当金額	30	69	36	36	36
出資配当の金額	30	37	36	36	36
事業利用分量配当の額	－	31	－	－	－
職員数	266人	276人	274人	263人	308人
単体自己資本比率	10.53%	10.07%	10.04%	10.39%	11.47%

- (注) 1. 経常収益は、各事業収益の合計額を表示しております。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収益	1,008,454	965,661	△ 42,793
うち預金利息	428,932	375,083	△ 53,849
うち有価証券利息配当金	78,683	100,483	21,800
うち貸出金利息	435,414	432,517	△ 2,897
うちその他受入利息	65,423	57,577	△ 7,846
役務取引等収益	66,886	63,972	△ 2,914
その他事業直接収益	—	—	—
その他経常収益	27,644	30,642	2,998
収 益 計	1,102,984	1,060,276	△ 42,708
資金調達費用	10,275	9,597	△ 678
うち貯金利息	10,229	9,551	△ 678
うち借入金利息	46	46	—
役務取引等費用	25	305	280
その他事業直接費用	—	—	—
その他経常費用	118,198	119,795	1,597
費 用 計	128,500	129,699	1,199
信用事業粗利益	974,484	930,577	△ 43,907
信用事業粗利益率（％）	0.84	0.75	△ 0.09
事業粗利益（全体）	2,602,499	2,926,242	323,743
事業粗利益率（％）	1.89	2.08	0
事業純益	34,735	△ 68,505	△ 33,770
実質事業純益	34,735	△ 68,505	△ 33,770
コア事業純益	34,735	△ 68,505	△ 33,770
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	34,735	△ 68,505	△ 33,770

- (注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
3. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
4. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
5. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
6. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、％)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	119,892,157	1,008,454	0.84	123,357,422	965,661	0.78
うち預金	76,625,608	428,932	0.56	77,374,118	375,083	0.48
うち有価証券	6,080,122	78,683	1.29	8,708,738	100,483	1.15
うち貸出金	37,186,427	435,414	1.17	37,274,566	432,517	1.16
資金調達勘定	127,855,539	10,275	0.01	130,578,111	9,597	0.01
うち貯金・定期積金	126,443,978	10,229	0.01	129,166,814	9,551	0.01
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,411,561	46	0.00	1,411,297	46	0.00
総資金利ざや	—	—	0.39	—	—	0.35

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増減額
受取利息	1,008,452	965,660	△ 42,792
うち貸出金	435,414	432,517	△ 2,897
うち有価証券	78,683	100,483	21,800
うち預金	428,932	375,083	△ 53,849
うちその他	65,423	57,577	△ 7,846
支払利息	10,275	9,597	△ 678
うち貯金・定期積金	10,229	9,551	△ 678
うち譲渡性貯金	—	—	—
うち借入金	46	46	—
差 引	998,177	956,063	△ 42,114

- (注) 1. 増減額は、前年度との比較です。
 2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	構成比	令和4年度	構成比	増 減
流動性貯金	74,315,846	58.8%	79,183,931	61.3%	4,868,085
当座貯金	165	0.0%	77	0.0%	△ 88
普通貯金	73,699,456	58.3%	78,615,329	60.9%	4,915,873
貯蓄貯金	540,002	0.4%	513,350	0.4%	△ 26,652
別段貯金	76,223	0.1%	55,173	0.0%	△ 21,050
定期性貯金	52,128,130	41.2%	49,982,882	38.7%	△ 2,145,248
定期貯金	50,680,215	40.1%	48,635,313	37.7%	△ 2,044,902
定期積金	1,447,915	1.1%	1,347,568	1.0%	△ 100,347
合 計	126,443,976	100.0%	129,166,813	100.0%	2,722,837

② 定期貯金残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	構成比	令和4年度	構成比	増 減
定期貯金	50,680,215	100.00%	48,635,313	100.00%	△ 2,044,902
うち固定金利定期	50,679,000	100.00%	48,634,000	100.00%	△ 2,045,000
うち変動金利定期	1,215	0.00%	1,313	0.00%	98

- (注) 1. 固定金利定期は、預け入れの時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 2. 変動金利定期は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

科 目	令和３年度	令和４年度	増 減
手形貸付	—	—	—
証書貸付	36,426,823	36,610,560	183,737
当座貸越	759,603	664,005	△ 95,598
割引手形	—	—	—
金融機関貸付	706,000	706,000	—
合 計	37,892,426	37,980,565	88,139

② 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

担 保		令和３年度	令和４年度	増 減
物的担保	貯金等	61,191	57,694	△ 3,497
	有価証券	－	－	－
	動産	－	－	－
	不動産	29,856,084	30,108,190	252,106
	その他担保物	145,993	108,611	△ 37,382
小 計		30,063,268	30,274,495	211,227
保証	農業信用基金協会保証	3,212,077	3,436,472	224,395
	その他保証	3,805,456	4,559,408	753,952
	小 計	7,017,533	7,995,880	978,347
信 用		－	－	－
合 計		37,080,801	38,270,375	1,189,574

③ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：千円)

担 保	令和３年度	令和４年度	増 減
国税の徴収猶予・延納の担保又は国・政府関係機関との取引上の担保として行われる保証	65,210	51,295	△ 13,915
合 計	65,210	51,295	△ 13,915

④ 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和３年度		令和４年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	8,417,342	22.7%	8,342,942	21.8%	△ 74,400
変動金利貸出	28,663,458	77.3%	29,927,433	78.2%	1,263,975
合 計	37,080,800	100.0%	38,270,375	100.0%	1,189,575

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和３年度		令和４年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	34,559,306	93.2%	35,706,260	93.3%	1,146,954
運転資金	1,631,555	4.4%	1,760,437	4.6%	128,882
その他	889,939	2.4%	803,678	2.1%	△ 86,261
合 計	37,080,800	100.0%	38,270,375	100.0%	1,189,575

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類	令和３年度		令和４年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	4,338,454	11.7%	4,324,552	11.3%	△ 13,901
林業	74,162	0.2%	76,541	0.2%	2,379
製造業	7,267,837	19.6%	7,883,697	20.6%	615,860
鉱業	296,646	0.8%	267,893	0.7%	△ 28,754
建設業	3,708,080	10.0%	3,673,956	9.6%	△ 34,124
電気・ガス・熱供給・水道業	370,808	1.0%	382,704	1.0%	11,896
運輸・通信業	1,779,878	4.8%	1,760,437	4.6%	△ 19,441
卸・小売業・飲食店	964,101	2.6%	956,759	2.5%	△ 7,341
金融・保険業	1,001,182	2.7%	1,033,300	2.7%	32,119
不動産業	407,889	1.1%	459,245	1.2%	51,356
サービス業	6,266,655	16.9%	6,697,316	17.5%	430,660
地方公共団体	2,892,302	7.8%	3,444,334	9.0%	552,031
その他	7,712,806	20.8%	7,309,642	19.1%	△ 403,165
合 計	37,080,800	100.0%	38,270,375	100.0%	1,189,575

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
	残 高	残 高	
農業	1,873	1,788	△ 85
耕作	718	765	47
野菜・園芸	99	112	13
果樹・樹園農業	36	41	5
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	260	289	29
養鶏・養卵	29	25	△ 4
養蚕	0	0	0
その他農業	731	556	△ 175
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,873	1,788	△ 85

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業生産法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	1,670	1,609	△ 61
農業制度資金	203	178	△ 25
農業近代化資金	35	18	△ 17
その他制度資金	168	160	△ 8
合 計	1,873	1,787	△ 86

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【受託貸付金】

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	238	41	21	176	238
	令和4年度	215	33	16	167	215
危険債権	令和3年度	0	—	—	0	0
	令和4年度	35	—	35	—	35
要管理債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—
		令和4年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和3年度	—	—	—	—
		令和4年度	—	—	—	—
小 計	令和3年度	238	41	21	176	238
	令和4年度	250	33	50	167	250
正常債権	令和3年度	36,862				
	令和4年度	38,040				
合 計	令和3年度	37,100				
	令和4年度	38,290				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和３年度					令和４年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	112,208	111,464	－	112,208	111,464	113,800	113,708	－	113,800	113,708
個別貸倒引当金	217,720	209,518	537	217,183	209,518	209,518	209,580	－	209,518	209,580
合 計	329,928	320,983	537	329,392	320,983	323,319	323,289	－	323,319	323,289

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	令和３年度	令和４年度
貸出金償却額	537	－

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令和３年度				令和４年度			
	仕 向		被仕向		仕 向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込	50,593	25,437,998	232,916	44,822,500	48,531	28,348,102	232,588	47,585,683
代金取立	51	6,941	0	16,786	4	546	1	2,190
雑為替	3,935	5,038,539	3,000	4,731,286	3,920	4,415,165	2,924	4,093,997
合 計	54,579	30,483,479	235,916	49,570,573	52,455	32,763,814	235,513	51,681,871

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和３年度	令和４年度	増減
国債	4,680,122	8,005,176	3,325,054
地方債	－	－	－
政府保証債	1,400,000	703,561	△ 696,439
金融債	－	－	－
社債	－	－	－
外国債券	－	－	－
受益証券	－	－	－
合 計	6,080,122	8,708,737	2,628,615

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

項 目	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年度						
国債	—	610,000	1,900,000	3,000,000	—	5,510,000
地方債	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	1,400,000	—	—	—	1,400,000
金融債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—
令和4年度						
国債	600,000	10,000	1,900,000	7,000,000	—	8,910,000
地方債	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位：千円)

保有区分	令和3年度			令和4年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	6,899,189	7,265,970	366,781	9,434,928	9,483,960	49,032
その他	10,034	10,052	18	10,031	10,042	10
合 計	6,909,223	7,276,022	366,799	9,444,959	9,494,002	49,042

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めております。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：万円)

種 類		区分	令和3年度末		令和4年度末	
			新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	件数	397	13,593	290	13,498
		金額	257,390	13,975,087	179,812	13,055,330
	定期生命共済	件数	65	432	78	489
		金額	56,150	378,590	76,410	432,840
	養老生命共済	件数	137	8,995	145	7,805
		金額	55,238	6,873,902	63,715	5,960,553
	うち こども共済	件数	76	2,390	77	2,314
		金額	16,910	1,566,660	18,700	1,427,140
	医療共済	件数	1,943	11,610	1,561	11,870
		金額	6,550	184,625	4,960	168,690
	がん共済	件数	52	1,260	83	1,299
		金額	－	27,200	－	25,900
	定期医療共済	件数	－	395	－	356
		金額	－	124,660	－	114,030
	介護共済	件数	101	996	75	1,049
		金額	13,950	126,925	8,195	133,233
	年金共済	件数	232	4,090	206	4,134
		金額	－	－	－	－
建物更正共済		件数	2,247	26,103	2,051	26,211
		金額	2,736,500	32,619,978	2,722,463	33,180,109
合 計		件数	5,174	67,474	4,489	66,711
		金額	3,125,778	54,310,968	3,055,555	53,070,686

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

共済の種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	220	72,976	178	63,149
	316,683	377,225	254,876	676,605
がん共済	295	7,970	505	8,208
定期医療共済	－	1,961	－	1,763
合 計	515	82,907	683	73,120
	316,683	377,225	254,876	676,605

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

2. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額を表示しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

共済の種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	185,756	2,201,876	125,777	2,272,715
認知症共済	—	—	418,000	414,000
生活障害共済（一時金型）	185,500	1,422,500	193,600	1,553,600
生活障害共済（定期年金型）	4,100	55,340	23,700	74,640
特定重度疾病共済	128,600	388,500	111,800	474,600
合 計	503,956	4,068,216	872,877	4,789,555

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

共済の種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	140,837	1,524,517	67,578	1,506,031
年金開始後	—	355,943	—	345,846
合 計	140,837	1,880,461	67,578	1,851,878

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：金額＝万円、掛金＝千円)

共済の種類	令和3年度		令和4年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	2,278,517	27,147	2,155,296	26,119
自動車共済		801,873		786,414
傷害共済	5,495,600	15,028	6,907,870	14,807
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	800	63	800	63
賠償責任共済		1,368		1,361
自賠責共済		104,294		102,863
合 計		949,773		931,627

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 受託購買品

該当する取引はありません。

② 買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和3年度 供給高	令和4年度 供給高
生産資材	肥料	578,808	721,307
	農薬	511,647	532,466
	飼料	2,656,929	3,496,507
	仔畜	20,835	10,988
	農業機械	451,670	435,996
	包装資材	121,167	140,485
	その他資材	320,173	316,465
計		4,661,231	5,654,217
生活物資	一般食品	8,618	9,674
	日用品	929	1,275
	葬祭	—	831,589
	自動車	—	158,270
計		9,548	1,000,810
サービス料	農業機械	38,038	37,206
	葬祭	—	29,718
	自動車	—	53,823
	計	38,038	120,748
合 計		4,708,817	6,775,776

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		取扱高	うち手数料	取扱高	うち手数料
米 穀	米	2,924,623	93,996	3,118,253	107,861
	麦類	10,488	2,985	12,201	3,056
	豆類・雑穀	48,116	4,132	83,764	4,747
	米穀合計	2,983,227	101,114	3,214,220	115,664
園 芸 特 産	いも類	13,663	441	14,323	450
	野菜	562,726	19,098	558,672	18,974
	果物	363,956	10,151	478,009	12,753
	花卉・花木	171,518	4,163	166,507	4,283
	林産物	50	1	14	0
	その他	34,259	1,650	41,305	1,996
園芸特産合計		1,146,172	35,509	1,258,830	38,461
まゆ		3,633	145	2,953	118
畜 産	肉牛	1,791,591	19,733	1,759,778	19,301
	肉豚	—	—	—	—
	仔牛	834,252	8,342	783,304	7,833
	素牛	684,369	6,843	720,532	7,205
	生乳	82,524	825	67,471	675
	鶏卵	—	—	—	—
	食鳥	—	—	—	—
	その他畜産物	308,607	4,384	256,741	3,610
畜産合計		3,701,344	40,130	3,587,829	38,624
合 計		7,834,385	176,899	8,063,836	192,862

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

② 買取販売品

(単位：千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		取扱高	うち手数料	取扱高	うち手数料
米 穀	米	143,319	7,543	141,867	7,789
	米穀合計	143,319	7,543	141,867	7,789
合 計		143,319	7,543	141,867	7,789

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 益	保 管 料	49,349	49,558
	荷 役 料	8,859	8,754
	その他収益	27,822	29,195
	計	86,031	87,507
費 用	保管材料費	7,077	6,707
	保管労務費	20,606	18,237
	その他費用	18,474	16,720
	計	46,158	41,666
差 引		39,872	45,841

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		金 額	
		令和3年度	令和4年度
育苗センター事業	収益	38,943	37,471
	費用	32,219	30,729
	差引	6,723	6,742
ライスセンター事業	収益	27,872	26,978
	費用	24,487	23,763
	差引	3,385	3,215
共同防除事業	収益	12,968	11,739
	費用	11,914	10,947
	差引	1,054	792
利用機械事業	収益	5,012	5,014
	費用	2,166	2,683
	差引	2,846	2,331
バイオセンター事業	収益	120	120
	費用	208	166
	差引	△ 88	△ 46
開葯所事業	収益	599	744
	費用	184	154
	差引	415	589
選果場事業	収益	794	945
	費用	1,556	1,695
	差引	△ 761	△ 749
蔵王梨選果場事業	収益	6,886	12,977
	費用	6,070	8,848
	差引	816	4,129
選花場事業	収益	1,451	1,897
	費用	1,319	2,486
	差引	131	△ 588
レストラン事業 (シンケンファクトリー)	収益	53,698	64,156
	費用	39,716	50,636
	差引	13,981	13,520
堆肥センター事業 (農業の館)	収益	34,190	33,406
	費用	28,536	29,927
	差引	5,653	3,478
農業経営支援事業	収益	2,856	3,439
	費用	259	312
	差引	2,596	3,127
カントリーエレベーター 事業	収益	13,289	19,218
	費用	10,939	9,989
	差引	2,349	9,228
その他事業	収益	6,115	7,732
	費用	5,952	7,332
	差引	163	399
利用事業計	収益	204,799	225,842
	費用	165,533	179,671
	差引	39,266	46,170

(5) 加工・介護・その他事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		金 額	令和3年度	令和4年度
加工事業	加工事業	収益	1,065,875	1,152,048
		費用	987,549	1,084,221
		差引	78,326	67,826
	加工事業計	収益	1,065,875	1,152,048
		費用	987,549	1,084,221
		差引	78,326	67,826
介護事業	福祉事業	収益	－	215
		費用	－	108
		差引	－	106
	介護保険事業	収益	－	122,703
		費用	－	49,734
		差引	－	72,969
	介護事業計	収益	－	122,918
		費用	－	49,843
		差引	－	73,075
その他事業	農用地利用調整事業	収益	863	201
		費用	813	163
		差引	49	37
	その他事業計	収益	863	201
		費用	813	163
		差引	49	37

(6) 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 入	賦課金	6,176	5,912
	指導補助金	1,852	2,384
	実費収入	9,808	8,707
	家畜診療所	4,319	3,873
	指導雑収入	90,036	33,888
	計	112,194	54,767
支 出	営農改善費	23,032	25,925
	生活文化費	966	954
	教育情報費	56,756	60,491
	農政活動費	2,429	2,808
	家畜診療所	3,690	3,315
	指導雑費	38,817	36,076
計		125,692	129,572
差 引		△ 13,498	△ 74,804

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.15 %	0.02 %	- 0.13 %
資本経常利益率	2.72 %	0.41 %	- 2.31 %
総資産当期純利益率	0.28 %	0.32 %	0.04 %
資本当期純利益率	5.17 %	5.62 %	0.45 %

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返りを除く) 平均残高 × 100
2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返りを除く) 返金残高 × 100
4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

項 目		令和3年度	令和4年度	増 減
貯貸率	期 末	29.40 %	30.00 %	0.60 %
	期中平均	29.40 %	28.90 %	－ 0.50 %
貯証率	期 末	5.50 %	7.40 %	1.90 %
	期中平均	4.80 %	6.70 %	1.90 %

- (注) 1. 貯貸率 (期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
3. 貯証率 (期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. その他経営諸指標

項 目		令和3年度	令和4年度
信用事業	1 職員当り貯金残高	3,076,121 千円	3,175,955 千円
	1 店舗当り貯金残高	12,612,095 千円	12,751,460 千円
	1 職員当り貸出金残高	1,564,591 千円	1,574,913 千円
	1 店舗当り貸出金残高	3,708,080 千円	3,827,038 千円
共済事業	1 職員当り長期共済保障保有高	6,962,945 千円	6,803,934 千円
	1 店舗当り長期共済保障保有高	54,310,969 千円	53,070,687 千円
経済事業	1 職員当り購買品供給高	169,382 千円	109,623 千円
	1 職員当り販売品販売高	633,150 千円	512,856 千円

(注) 職員当りの表示は、期末の各事業の専任担当者である常用雇用者数により計算しております。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度		令和4年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,532,161		6,944,264	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,756,073		3,696,076	
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額	2,924,972		3,382,920	
うち、外部流出予定額 (△)	36,286		35,802	
うち、上記以外に該当するものの額	112,597		98,929	
うち、優先出資申込証拠金の額				
うち、処分未済持分の額 (△)	112,597		98,929	
うち、自己優先出資申込証拠金の額				
うち、自己優先出資の額 (△)				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	111,464		113,708	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	111,464		113,708	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額				
うち、負債性資本調達手段の額				
うち、期限付劣後債務及び期限付優先出資の額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	139,816		67,074	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,783,442		7,125,047	

(単位：千円、%)

コア資本に係る調整項目	令和3年度		令和4年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	514		12,658	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	514		12,658	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引により増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	514		12,658	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,782,927		7,112,389	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	60,794,989		57,418,296	
資産（オン・バランス）項目	60,746,081		57,379,825	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,553,513		1,490,539	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー				
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	1,553,513		1,490,539	
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目	48,907		38,471	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,442,386		4,586,549	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	65,237,375		62,004,845	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.39 %		11.47 %	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	975	—	—	1,098	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,527	—	—	9,465	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,585	—	—	3,161	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,402	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	76,446	15,289	612	74,642	14,928	598
法人等向け	445	418	16	488	412	16
中小企業等向け及び個人向け	2,296	1,546	62	2,100	1,428	57
抵当権付住宅ローン	20,046	6,991	280	20,815	4,710	188
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	212	101	4	230	89	3
取立未済手形	10	2	0	—	—	0
信用保証協会等保証付	3,210	314	12	3,435	335	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	—	—	—	—	—	—
（うち出資等のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）	6,567	16,417	657	6,567	16,417	657
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等 に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関 等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達 手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	18,260	18,163	727	17,717	17,609	704
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマナデット方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,554	62	—	1,490	60
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—	—	—	—
C V A リスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	137,981	60,795	2,432	139,718	57,418	2,296

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフバランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額 (単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
4,442	178	4,586	183

(注) 当J Aでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
65,237	2,609	62,004	2,480

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する各付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本比率額を算出するために必要な掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別） 及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和3年度				令和4年度			
		信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポ ージャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポ ージャー
地域別	国内	126,453	36,393	6,929	212	128,354	37,649	9,464	230
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	126,453	36,393	6,929	212	128,354	37,649	9,464	230
業種別	農業	165	139	—	18	160	143	—	12
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3	3	—	—	3	3	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1,402	—	1,402	—	—	—	—	—
	金融・保険業	77,163	707	—	—	75,348	706	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	327	327	—	—	369	369	—	—
	日本国政府・地方公共団体	7,466	1,939	5,527	—	11,823	2,358	9,464	—
	上記以外	6,605	736	—	—	6,753	888	—	—
	個人	33,322	32,542	—	194	33,898	33,182	—	218
	その他	11,528	—	—	—	11,363	—	—	—
業種別残高計		137,981	36,393	6,929	212	139,717	37,649	9,464	230
残存期間別	1年以下	73,186	238	1,402		72,344	238	604	
	1年超3年以下	1,489	884	604		800	799	—	
	3年超5年以下	1,532	1,522	10		1,614	1,604	10	
	5年超7年以下	1,633	1,633	—		1,642	1,642	—	
	7年超10年以下	4,429	2,504	1,925		4,188	2,265	1,922	
	10年超	32,296	29,308	2,988		37,677	30,749	6,928	
	期限の定めのないもの	23,416	304	—		21,452	352	—	
残存期間別残高計		137,981	36,393	6,929		139,717	37,649	9,464	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	112	111	—	112	111	113	113	—	113	113
個別貸倒引当金	217	209	—	217	209	209	209	—	209	209

(注) 令和4年度の一般貸倒引当金の期首残高には、(株)ジェイエイ仙南サービスの2,336千円が加算されています。

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和3年度						令和4年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
	国内	217	209	－	217	209		209	209	－	209	209	
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	4	12	－	4	12	－	12	15	－	12	15	－
	個人	212	197	－	212	197	－	197	194	－	197	194	－
業種別計		217	209	－	217	209	－	209	209	－	209	209	－

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
信用リスク削減効果 勘案後残高	リスク・ウェイト0%	9,087	13,724
	リスク・ウェイト2%	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—
	リスク・ウェイト10%	4,613	3,435
	リスク・ウェイト20%	76,456	74,643
	リスク・ウェイト35%	20,046	20,815
	リスク・ウェイト50%	144	136
	リスク・ウェイト75%	2,296	2,100
	リスク・ウェイト100%	20,276	19,744
	リスク・ウェイト150%	50	44
	リスク・ウェイト200%	—	—
	リスク・ウェイト250%	6,567	6,567
	その他	—	13
	リスク・ウェイト 1250%	—	—
合 計		139,535	141,221

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスクウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

◆ 適格金融資産担保付取引

エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

◆ 保証

被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◆ 貸出金と自組合貯金の相殺

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること。
- ③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること。
- ④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること。

上記①～④の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,402	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	25	—	25	—
中小企業等向け及び個人向け	3	9	2	8
抵当権付住宅ローン	—	—	—	17,148
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	35
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	28	1,411	27	17,191

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 当JAでは「クレジット・デリバティブ」について、該当する取引はありません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	6,796	6,796	6,707	6,707
合 計	6,796	6,796	6,707	6,707

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

① リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

② リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当J Aは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

③ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

① 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。

②流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

⑦内部モデルの使用等、△ EVEおよび△ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

⑧計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆△ EVEおよび△ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

②金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△ EVEおよび△ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

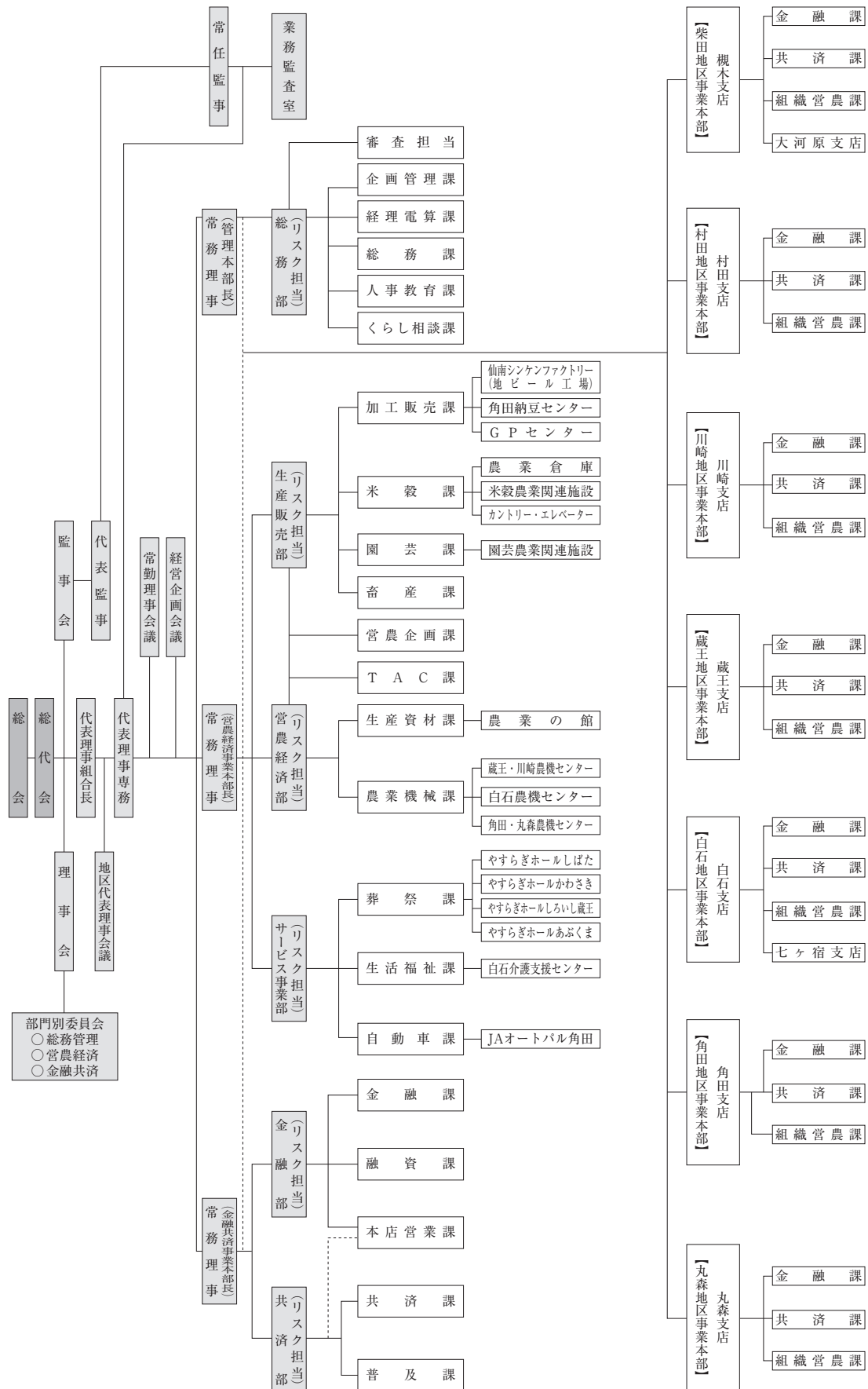
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	448	961	29	17
2	下方パラレルシフト	0	0	0	6
3	ス テ ィ ー プ 化	772	1,283		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	16	116		
7	最 大 値	772	1,283	29	17
		令和3年度		令和4年度	
8	自 己 資 本 の 額	6,782		7,112	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものです。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックのことであります。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックのことであります。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことであります。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことであります。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックのことであります。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックのことであります。

当JAの概要

1. 機構図（令和5年4月1日現在）



２．役員構成

役員の氏名及び役職等

令和５年６月３０日現在

区 分			氏 名
役 職 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	
代表理事組合長	常 勤	有	舟 山 健 一
代表理事専務	〃	有	吉 野 文 雄
常 務 理 事	〃	無	荒 井 研 一
〃	〃	〃	高 橋 隆 一
〃	〃	〃	神 崎 安 弘
筆 頭 理 事	非常勤	〃	根 元 茂
理 事	〃	〃	相 原 正 幸
〃	〃	〃	渡 邊 俊 博
〃	〃	〃	穴 戸 信
〃	〃	〃	大 槻 謙 喜
〃	〃	〃	八 島 孝 夫
〃	〃	〃	加 茂 太
〃	〃	〃	大 沼 耕 一

区 分			氏 名
役 職 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	
理 事	非常勤	無	高 橋 美 幸
〃	〃	〃	佐 藤 文 雄
〃	〃	〃	我 妻 敬一郎
〃	〃	〃	藤 枝 磨
〃	〃	〃	鈴 木 麻凌子
〃	〃	〃	角 田 真由美
〃	〃	〃	齋 藤 仁
〃	〃	〃	佐 藤 宗 男
代 表 監 事	〃	〃	阿 部 祥 夫
監 事	〃	〃	舟 山 みさ子
〃	〃	〃	仙 石 利 幸
常 任 監 事	常 勤	〃	齋 藤 洋 二

３．会計監査人の名称

令和５年６月現在

名 称	所 在 地
みのり監査法人	東京都港区芝5丁目29番11号

４．組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和３年度	令和４年度	増 減
正組合員	16,083	15,670	△ 413
個 人	16,026	15,612	△ 414
法 人	57	58	1
准組合員	11,925	11,935	10
個 人	11,510	11,525	15
法 人	415	410	△ 5
合 計	28,008	27,605	△ 403

５．組合員組織の状況

令和５年３月３１日現在

組 織 名	組織数（組織）	構成員数（人）	備 考
農家組合	498	27,605	
青年部	－	254	
女性部	－	1,203	
うちフレッシュミズ	－	35	
米穀関連部会	20	1,546	
園芸特産関連部会	71	1,415	
畜産関連部会	21	645	
その他の部会等	14	1,801	

(注) 当ＪＡの組合員組織を記載しています。

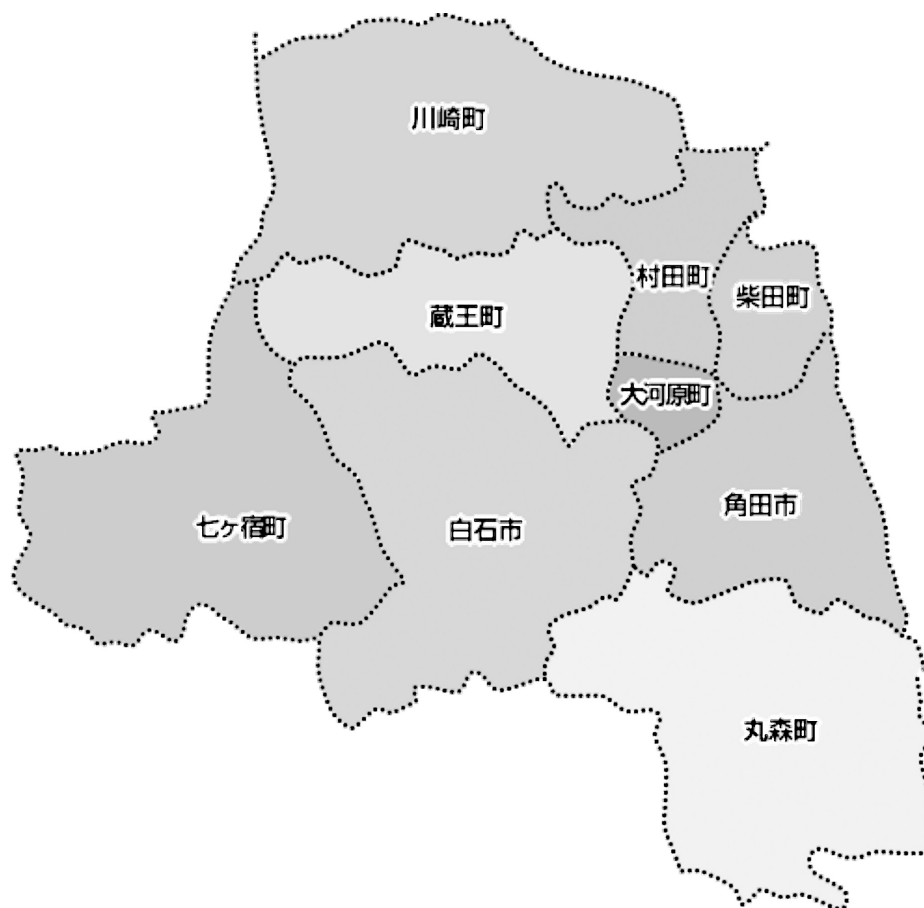
6. 特定信用事業代理業者の状況

区 分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業 代理業者	農林中央金庫	東京都千代田区大手町1-2-1	仙台市青葉区上杉1-2-16

7. 地区一覧

白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町を区域としています。

当ＪＡは宮城県南部に位置しており、地域一帯を「仙南地域」と呼称します。



8. JAみやぎ仙南のあゆみ

平成10年 (1998年)	4月1日	「みやぎ仙南農業協同組合」誕生、組合長 平間誠太郎氏、専務 我妻武氏 就任
	21日	女性部設立(4,877名) 初代部長 面川玲子氏就任
	6月1日	旅行センターオープン
	10日	臨時総会を開催(加工連承継)
	19日	宮支店新装オープン
	7月30日	Aコープ川崎店改装オープン
	8月1日	仙南農産加工連の権利義務承継
平成11年 (1999年)	4月18日	青年部設立(437名) 初代部長 平間信一氏就任
	6月23日	ニュースタートプラン21(経営健全化基本計画)を決議(支店再編を盛り込む)
	8月9日	蔵王梨選果場が落成
	20日	合併1周年記念事業(加藤登紀子コンサート)開催
平成12年 (2000年)	9月8日	丸森農業倉庫が落成
	1月1日	株式会社加工連発足
	3月21日	介護支援センターオープン
	4月1日	生産渉外32名、生活渉外33名体制でスタート
	7月1日	生産資材の店 あぐりハウスオープン(年中無休)
	10日	蔵王食材宅配センターオープン出発式
	24日	白石食材宅配センターオープン出発式
平成13年 (2001年)	11月1日	イントラネット「スターオフィス」スタート(PC 85台)
	12月25日	証券投資信託の取扱開始
平成14年 (2002年)	4月2日	葬祭センターオープン開所式
平成15年 (2003年)	2月18日	14支店の再編に係る継承支店業務スタート(14支店に支店長1名配置)
	(41支店を27支店に再編)	
平成16年 (2004年)	3月6日	シンケンファクトリーがリニューアルオープン
	1月31日	ふれあい支店閉所式(～3月29日)
	5月1日	白石支店が大平に移転(白石事業所サービスカウンター開設)
	7月8日	合併5周年記念式典を開催
	11月3日	合併5周年記念キャンペーン「韓国旅行」(～6日、37名参加)
	13日	葬祭会館「やすらぎホールあぶくま」が落成
平成17年 (2005年)	26日	合併5周年記念キャンペーン「北陸の旅」(～28日、70名参加)
	2月13日	滝沢ハム(株)とのハム工場棟賃貸借契約調印式
	15日	合併5周年記念食農シンポジウム開催(163名参加)
	5月6日	県下統一経済・管理システム開通式
	6月1日	JA仙南流通センター稼働(JA全農へ生産資材配送業務委託)
	11月13日	JAオートパル角田リニューアルオープン
平成18年 (2006年)	12月7日	七ヶ宿支店が落成
	1月4日	JA STEM運用開始
	4月1日	(株)ジェイエイ仙南サービス発足
平成19年 (2007年)	21日	(株)ジェイエイ仙南サービス設立記念式典・祝賀会
	2月10日	葬祭会館「やすらぎホールしばた」が落成
	4月1日	産直畜産事業(肉豚、鶏卵、食鳥)を(株)加工連へ事業移管
平成19年 (2007年)	10月1日	(株)ジェイエイ仙南サービスに自動車・燃料住設事業を移管
	1月15日	第二次支店再編を実施(16支店を有人機械化店舗に再編)
	19日	丸森総合支店金融店舗が落成
平成19年 (2007年)	3月15日	角田総合支店が落成

平成20年 (2008年)	3月1日	営農経済センターを東部営農センター、西部営農センターの2拠点に集約
	4月1日	納豆センターを㈱加工連へ事業移管
	7月3日	合併10周年記念「ササニシキ賞：山梨・信州2泊3日の旅」(～5日)
	9日	合併10周年記念「ひとめぼれ賞：韓国4日間の旅」(～12日)
	9月29日	ISO14001認証取得
	11月19日	ＪＡみやぎ仙南合併10周年記念式典
平成21年 (2009年)	4月1日	介護支援センターを㈱ジェイエイ仙南サービスへ事業移管
	8月5日	白石セルフ給油所が落成
	12月16日	柴田セルフ給油所が落成
平成22年 (2010年)	11月29日	村田支店が落成
平成23年 (2011年)	3月11日	東北地方太平洋沖地震発生(午後2時46分)
	11日	東北地方太平洋沖地震ＪＡみやぎ仙南災害対策本部設置
	5月2日	東日本大震災復興対策本部設置
	7月29日	蔵王漬物センターが落成
	8月4日	角田セルフ給油所が落成
平成24年 (2012年)	10月30日	葬祭会館「やすらぎホールかわさき」が落成
平成26年 (2014年)	1月21日	白石地区事業本部新事務所開所式
	11月4日	ＪＡみやぎ仙南 ＴＡＣ設立・進発式
平成27年 (2015年)	10月27日	角田農業倉庫が落成
平成28年 (2016年)	4月1日	支所業務を地区営農センターに統合
	7月15日	蔵王支店が落成
平成29年 (2017年)	2月9日	丸森支店が落成
	4月3日	地区営農センター業務を生産販売部に集約
	6月12日	葬祭会館「やすらぎホールしろいし蔵王」が落成
平成30年 (2018年)	3月1日	合併20周年記念旅行「長崎県軍艦島と五島列島」(～3日)
	16日	槻木支店が落成
	7月27日	ＪＡみやぎ仙南合併20周年記念式典
平成31年 (2019年)	2月7日	第61回全国家の光大会 第69回「家の光文化賞」受賞
	28日	合併20周年記念旅行「久米島・石垣島」(～2日)
	3月20日	家の光文化賞報告会
	4月1日	㈱加工連の全事業の譲受け
令和元年 (2019年)	8月30日	村田地区事業本部改築
	10月11日	台風19号対策本部設置
	12日	台風19号(令和元年東日本台風)発生
	13日	台風19号災害対策本部設置
	28日	白石支店が落成
令和2年 (2020年)	1月14日	ＪＡぎふとの友好ＪＡ協定締結
	2月26日	ＪＡみやぎ仙南グループ新型コロナウイルス対策本部設置
	6月12日	白石農機センターが落成
令和3年 (2021年)	3月3日	農業倉庫が落成
	9月2日	北郷倉庫が落成
	5日	カントリーエレベーターが落成
令和4年 (2022年)	4月1日	㈱ジェイエイ仙南サービスの事業の譲受け

9. 店舗等のご案内

◆事務所の所在地及びATM設置状況

【JAバンク】のATMにてJAバンクにキャッシュカードをご利用のお客様は、入出金・残高照会を終日手数料無料でご利用いただけます。

令和5年7月1日現在

名 称		所在地・電話番号	ATM設置台数・取扱時間	
本店	管理本部	柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3 (代)0224-55-1111	—	
	金融共済事業本部	柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3 0224-55-1288	—	
	金融部(本店営業課)	柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3 0224-55-1586	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
	営農経済事業本部	柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3 0224-55-1870	—	
柴田地区事業本部	槻木支店	柴田郡柴田町槻木上町二丁目1-15 0224-56-1211	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
	大河原支店	柴田郡大河原町字中島町3-7 0224-53-1560	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
村田地区事業本部	村田支店	柴田郡村田町大字村田字押切107 0224-83-2221	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
川崎地区事業本部	川崎支店	柴田郡川崎町大字前川字裏丁181 0224-84-2220	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
蔵王地区事業本部	蔵王支店	刈田郡蔵王町大字円田字西浦上1-1 0224-33-2111	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
白石地区事業本部	白石支店	白石市福岡長袋字八斗蒔1 0224-25-1487	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
	七ヶ宿支店	刈田郡七ヶ宿町字関134 0224-37-2101	—	
角田地区事業本部	角田支店	角田市角田字町29 0224-63-3140	2台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
丸森地区事業本部	丸森支店	伊具郡丸森町字除25-1 0224-72-1204	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00

◆店外ATM

名 称	所 在 地	ATM設置台数・取扱時間	
蔵王営農センター	刈田郡蔵王町大字円田白山前8	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
旧大平支所	白石市大平中目字ハツ森脇31	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
角田総合センター	角田市佐倉字宮谷地1	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
角田市役所	角田市角田字大坊41	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
大内直売所	伊具郡丸森町大内字町西8	1台	平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~17:00
道の駅かくだ (ローソン銀行提携ATM)	角田市枝野字北島81-1	1台	4月~10月 9:00~17:30 11月~3月 9:00~17:00

(注) 他金融機関とのATM提携については、JAみやぎ仙南のホームページをご覧ください。



槻木支店



大河原支店



村田支店



川崎支店



蔵王支店



白石支店



七ヶ宿支店



角田支店



丸森支店

法定開示項目掲載ページ一覧

<農業協同組合施行規則第204条に基づく開示項目>

開 示 項 目	ページ
◆組合の概況及び組織に関する事項	
◇業務の運営の組織	90
◇理事、経営管理委員及び監事の氏名の及び役職名	91
◇会計監査人の名称	91
◇事務所の名称及び所在地	95
◇特定信用事業代理業者に関する事項	92
◆組合の主要な業務の内容	22～33
◆組合の主要な業務に関する事項	
◇直近の事業年度における事業の概況	8～10
◇直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	61
・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	
・ 経常利益又は経常損失	
・ 当期剰余金又は当期損失金	
・ 出資金及び出資口数	
・ 純資産額	
・ 総資産額	
・ 貯金等残高	
・ 貸出金残高	
・ 有価証券残高	
・ 単体自己資本比率	
・ 剰余金の配当の金額	
・ 職員数	
◇直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	61～77
・ 事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	62
・ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	62
・ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	62
・ 受取利息及び支払利息の増減	63
・ 総資産経常利益率及び資本経常利益率	77
・ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	77
貯金に関する指標	64
・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	64
・ 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	64
貸出金等に関する指標	65～69
・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	65
・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	66
・ 担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	65
・ 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	66
・ 主要な農業関係の貸出実績	67
・ 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	66
・ 貯金率の期末値及び期中平均値	77
有価証券に関する指標	69
・ 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をの平均残高いう。）	69
・ 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	69
・ 有価証券の種類別の平均残高	69

開 示 項 目	ページ
・貯証率の期末値及び期中平均値	77
◆組合の業務の運営に関する事項	
◇リスク管理の体制	13～20
◇法令遵守の体制	14
◇地域密着型金融推進計画（中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況）	6
◇金融ADR制度への対応（苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）	15～16
◆組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
◇貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	34～58
◇債券のうち次に掲げるものの額及びその合計額	68
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
◇元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額	68
◇自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項	21, 78～89
◇次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	70
・有価証券	
・金銭の信託	
・デリバティブ取引	
・金融等デリバティブ取引	
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	
◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	69
◇貸出金償却の額	69
◇法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査	60

＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

開 示 項 目	ページ
◇自己資本の構成に関する事項	78～89
◇定性的な開示事項	
・自己資本調達手段の概要	21
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	21
・信用リスクに関する事項	13, 81
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	84
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	85
・証券化エクスポージャーに関する事項	85
・オペレーショナル・リスクに関する事項	13
・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	86
・金利リスクに関する事項	87
◇定量的な開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	80
・信用リスクに関する事項	81
・信用リスク削減手法に関する事項	84～85
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	85
・証券化エクスポージャーに関する事項	85
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	86
・リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	87
・金利リスクに関する事項	87



JAみやぎ仙南のコンセプト (基本理念)

「食」と「農」を未来へつなぎ、
豊かなくらしと心を育み、
夢と笑顔の溢れる地域づくりに貢献します。

《JAみやぎ仙南のスローガン》
かたちにしよう、みんなの夢を
～Create Your Future～

存 在 意 義

農業を通じて、生命・環境・文化を守ります

経 営 姿 勢

～組合員に対しての経営のあり方～

夢と活力ある地域農業の振興につとめます

～社会(地域住民・生活者)に対しての経営のあり方～

安全・安心な「食」とどけ、豊かで美しい社会をつくれます

行 動 指 針

組合員に対しての行動指針

熱意をもって、よりよいサービスを行います

～職員同志の行動指針～

**自ら変化を起こし、チャレンジ精神を
もって行動します**

～社会(地域住民・生活者)に対しての行動指針～

未来をみつめ、多様に行動します





みやぎ仙南農業協同組合／本店
宮城県柴田郡柴田町西船迫一丁目10-3
TEL 0224-55-1111 FAX 0224-55-1115
URL <https://www.ja-miyagisennan.jp>



2023
DISCLOSURE